

熊本大学
障がい学生支援室

活動報告書

—創刊号—

目 次

○発刊のご挨拶	1
○報告書の発刊にあたって	2
1. 組織・運用の概要	
(1) 相談体制	4
(2) 支援室スタッフ	5
ア スタッフ	
イ 障がい学生支援室運営委員会委員	
2. 支援室の利用状況	
(1) 支援室における利用学生等の実人数の推移	8
(2) 支援室における対応延数の推移	9
(3) 支援室を利用した障がい学生等の障がい区分別の割合	9
(4) 本学における合理的配慮の実施人数の推移	10
3. 支援室活動実績	
(1) 障がい学生への修学支援	12
(2) 障がい学生への自己理解の支援・コミュニケーションサポート	12
(3) 障がい学生への就職支援	13
(4) 啓発・広報活動	13
ア ホームページでの情報公開・パンフレット配布	
イ FD・SD 講演会の実施	
ウ 合理的配慮等に関する講話（学内）	
エ 学外での講演	
オ オープンキャンパス	
(5) 大学間の連携	17
ア 九州地区国立大学法人障害者支援に関する大学間連携情報交換会	
イ 九州地区国立大学法人障害者支援に関する大学間連携プログラム	
ウ 大学コンソーシアム熊本・地域創造部会・障がい学生支援連携事業	
エ 大学間の障がい学生支援（SUN - Kuma）	
(6) 学生サポートサークル（旧ノートテイクサークル）の育成	21
ア ノートテイク支援活動	

イ	文字起こし支援活動	
ウ	バリアフリーマップ作成活動	
エ	手話活動	
(7)	合理的配慮に関する意見交換会	24
(8)	その他	25
ア	熊本地震における対応	
イ	教育学部附属中学校スクールカウンセラー	
(9)	主な行事等報告	27
4.	研究会等参加状況	30
5.	学生支援室だより	36
6.	修学支援機器・図書一覧	46
7.	参考資料	
(1)	規則関係	54
・	熊本大学障がい学生支援室規則	
・	熊本大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領	
・	熊本大学における障がいのある学生等及び入学志願者の支援に関する基本方針	
・	熊本大学における障害のある学生等に対する合理的配慮対応指針	
(2)	説明・同意書関係	84
・	事例発表についての説明	
・	事例発表についての同意書	
・	遠隔相談のための説明書	
・	遠隔相談実施に関する同意書	
(3)	熊本地震における資料	89
・	熊本地震における「こころのケア」について（ホームページ掲載資料）	
・	熊本大学における熊本地震電話対応マニュアル	
・	熊本地震における電話対応記録表	
○	編集後記	95

※「障がい」の表記は、法令や固有名詞はそのまま、それ以外は原則「障がい」としている。また、「障がい学生支援室」の表記は、固有名詞はそのまま、それ以外は原則「支援室」としている。

発刊のご挨拶

はじめに

令和2年の春からコロナウィルス感染症がまん延する中、熊本大学で学ぶ学生への支援は、学修面のみならず健康面を含め、従来にない局面を迎えて、多様な取り組みを行ってきました。今回発行することとなりました障がい学生支援室活動報告書は、「熊本大学で学ぶ学生一人ひとりを支える」という大学としての方向性に沿ってこれまでに取り組んで参りました活動を総括したものです。

平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる障害者差別解消法）施行に先立ち、熊本大学は平成27年11月に「障がい学生支援室」を設置し、学内の関係部局等と連携を図りながら、障がいを抱えた学生への全学的な支援体制を強化してきました。

支援室設置の平成28年度以降、相談件数は毎年増加し、令和2年度には設置年度の2倍を超えています。視聴覚・肢体に関する相談は多少の増減はあるものの過去5年間では大きな変化はなく、相談件数の増加は精神面での相談となっています。令和3年度末段階で4年制学部ではその半数がコロナ禍での大学生活しか経験しておらず、コロナ禍の影響について十分な配慮を行うことは避けて通れません。

支援室に相談に訪れてくれる学生以外にも、悩んでいたり苦しんでいる学生もいると思われ、大学の教職員一丸となって学生を支援すべき状況にあると考えています。その中でも、支援室は専門家の集団として、専門的な知識に基づいた支援の在り方を模索し、学生の所属部局のご協力を得ながら、今後も支援活動を行ってまいります。

本報告書が、学内での支援活動の概要を把握いただく一助となるとともに、本学で学ぶ学生への支援の在り方やその課題などを議論いただく際の共通認識として活用いただければ、幸いです。

令和4年1月
教育・学生支援担当 宇佐川毅

報告書の発刊にあたって

高等教育機関に在籍する障がい学生数は年々増加し、とくに精神疾患や発達障がいを抱える学生の増加が目立っています。昨年度（令和2年度）は、平成18年の調査開始以来、初めてそれらの学生数が減少しましたが、これはコロナ禍によるオンライン授業の実施に伴い、障がい学生の把握が難しかったからではないかとみられています。長引くコロナ禍中、配慮を必要とする学生はむしろ増えていると考えられます。

国立大学において合理的配慮の提供が義務化されたのは平成28年ですが、本学においては、平成27年11月に障がい学生支援室が設置され、手探りの状態で始まりました。専門職としては、臨床心理士1名と精神保健福祉士1名から始まり、2年目からは事務職員も1名加わり、現行の体制となっています。全国データと比較して、本学の特徴は、精神及び発達障がいを抱えた学生が多いことで、その割合はおおよそ9割を占めています。支援室の主たる業務は合理的配慮のコーディネートですが、それ以外の学生たちも数多く支援室を利用しています。ときには顕著な不調を呈する学生がいて、保健センターと連携した事例や、学生と専門職との信頼関係により将来への対話に繋がった事例などがありました。支援室、学生相談室、保健センター、そして事務部（学生支援部及び各学部教務担当）が多職種協働で緊密に連携していることが本学における学生メンタルヘルス支援体制の強みだと考えています。

今回の報告書は、支援室の立ち上げから令和2年度までの、5年間の活動記録です。その中で最も特筆すべきことは、各学部の教職員の方々と合理的配慮について意見交換を行ったことです。開催してみて最も重要だと感じたのは、息の長い合理的配慮の周知の必要性でした。意見交換の詳細は別項に記されますので、是非ご覧ください。次のステップは、合理的配慮を利用している学生さんたちと意見交換することだと考えています。多様性が言われるようになって久しいですが、さらに想像力を働かせて障がい学生支援に取り組んでまいりたいと思います。引き続き支援室へのご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

障がい学生支援室長
藤瀬 昇

1. 組織・運用の概要

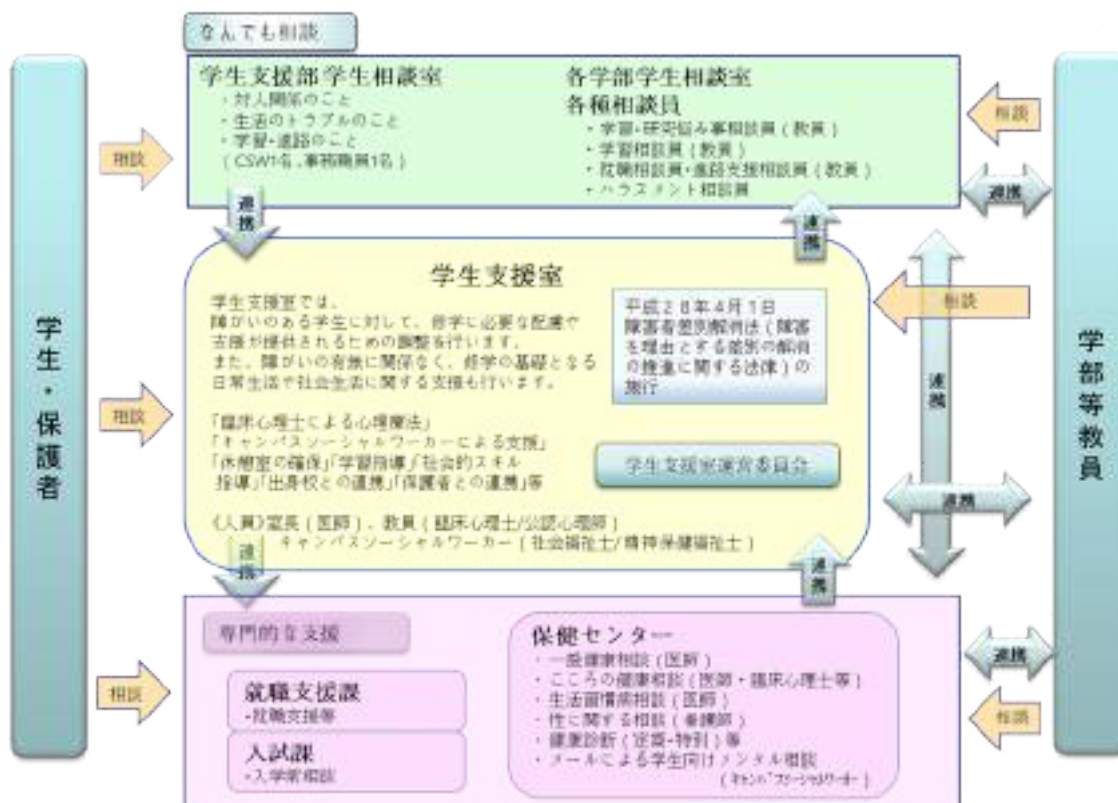
障がい学生支援室（以下、支援室）は、平成27年11月に「関係部局等と連携を図りながら障がい学生への全学的な支援体制を強化し、もって障がい学生の円滑な修学に寄与すること（熊本大学障がい学生支援室規則）」を目的として設置された。「障がい学生」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがあるため、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受ける学生をいう。

本学には、さまざまな障がい学生が在籍し、修学している。障がい学生が、社会的障壁のために修学できないようなことが起こらないよう、支援室は、関係部局の教職員や専門部署（保健センター・学生相談室）と連携を行いながら、障がい学生の多様な学びを支援している。

支援室の運営に関する重要事項を審議するために、熊本大学障がい学生支援室運営委員会（以下、運営委員会）が置かれている。年に1～2回をめぐりに開催し、各部局の委員と協議を行っている。また、専門部署とは1か月に1回のミーティングを開催し、日頃よりスムーズに連携できるような体制を整えている。

以下に、本学の相談体制と支援室スタッフ、および障がい学生支援室運営委員会委員を記す。

(1) 相談体制



(2) 支援室スタッフ

支援室設置に伴い、平成27年11月に室長が就任。平成28年3月に特任助教が配置、同年4月にキャンパスソーシャルワーカーも配置された。平成29年4月には事務職員が配置され、平成29年9月に副室長が就任した。

ア スタッフ（令和2年4月1日現在）

室長（兼：保健センター医師） 藤瀬 昇
副室長（兼：保健センター医師） 副島 弘文
特任助教（臨床心理士、公認心理師） 井上 寛子
キャンパスソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士） 藤本 智美
事務職員 斉藤 由美

イ 障がい学生支援室運営委員会委員（令和2年4月1日現在）

室長（保健センター教授） 藤瀬 昇
副室長（保健センター准教授） 副島 弘文
教育学部 准教授 藤原 志帆
文学部 准教授 片山 圭巳
法学部 教授 魚住 弘久
理学部 教授 北野 健
工学部 教授 川原 顕磨呂
医学部 教授 澤 智裕
保健学教育部 教授 伊藤 茂樹
薬学教育部 助教 倉内 祐樹
学生支援室 特任助教 井上 寛子
教育研究支援部 部長 澤田 敬
生命科学系事務部 部長 月岡 信隆
学生支援部 部長 松村 健史
保健センター 助教 菊池 陽子
学生支援室 キャンパス
ソーシャルワーカー 藤本 智美

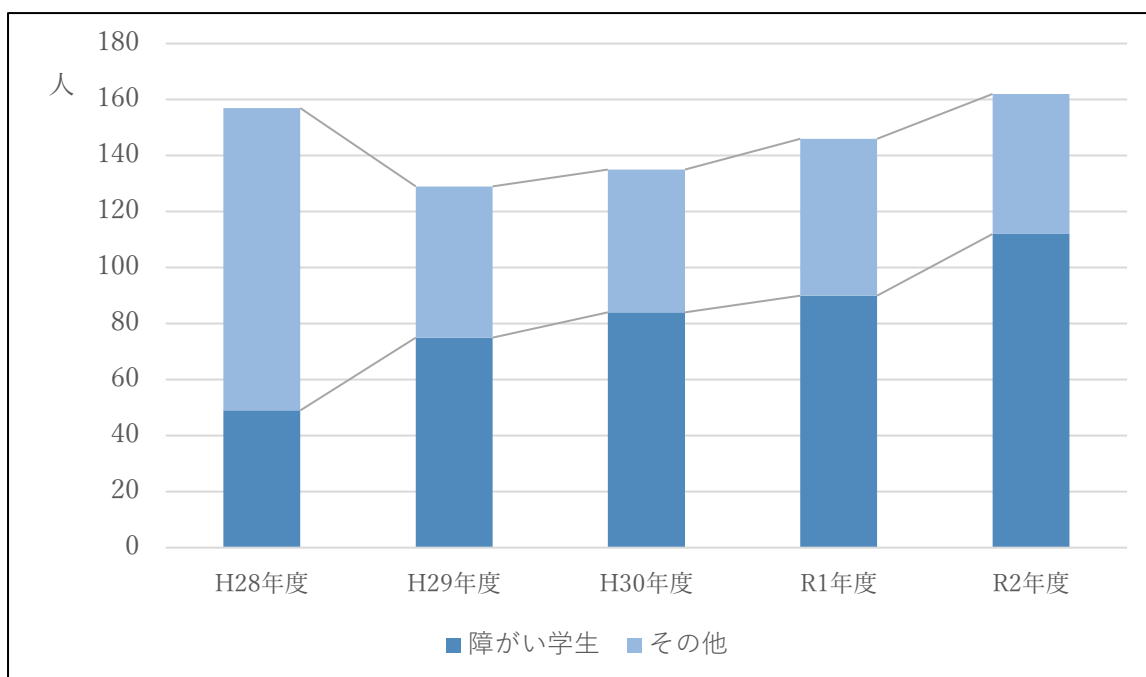
2. 支援室の利用状況

以下に、平成28年度から令和2年度までの支援室の利用実績について、支援室の利用学生等の実人数の推移ほか、集計資料を掲載する。

(1) 支援室における利用学生等の実人数の推移

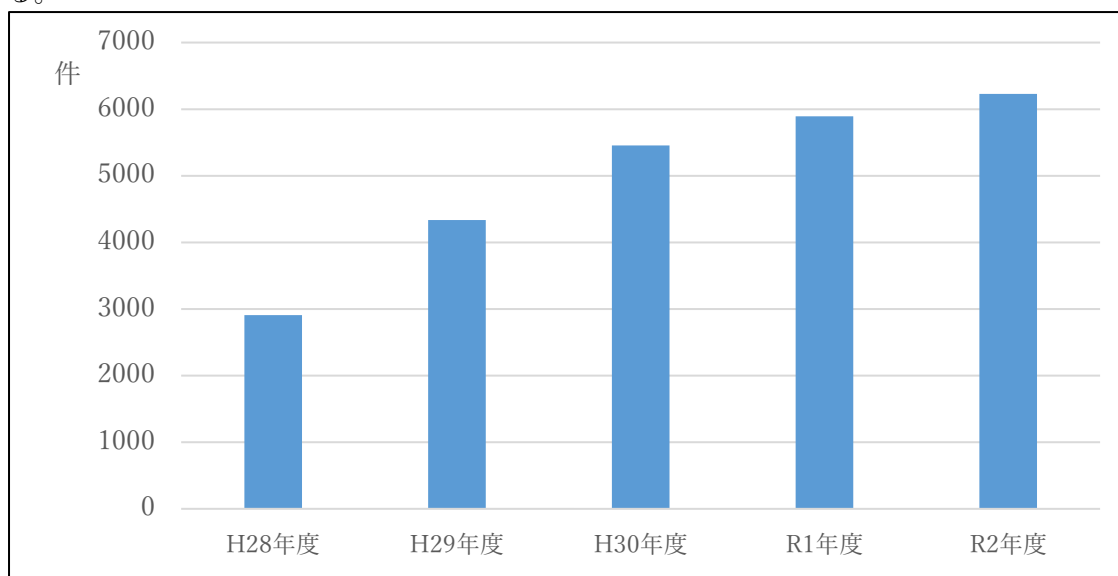
平成28年度から令和2年度までの支援室の利用学生等の実人数の推移は、以下のとおりである。グラフの「障がい学生」は在学中の障がい学生を示し、「その他」は障がいの診断はない（あるいは不明）が修学上の支援が必要な学生を中心に、学外からの相談者を含めたものを示す。

グラフからは障がい学生の利用が増加していることが分かる。これは、開設当初は、支援室の役割が周知されておらず様々な学生等が訪れたが、5年経過する中で、障がいを理由とした相談をする場所としての理解が進んだ結果と推測される。



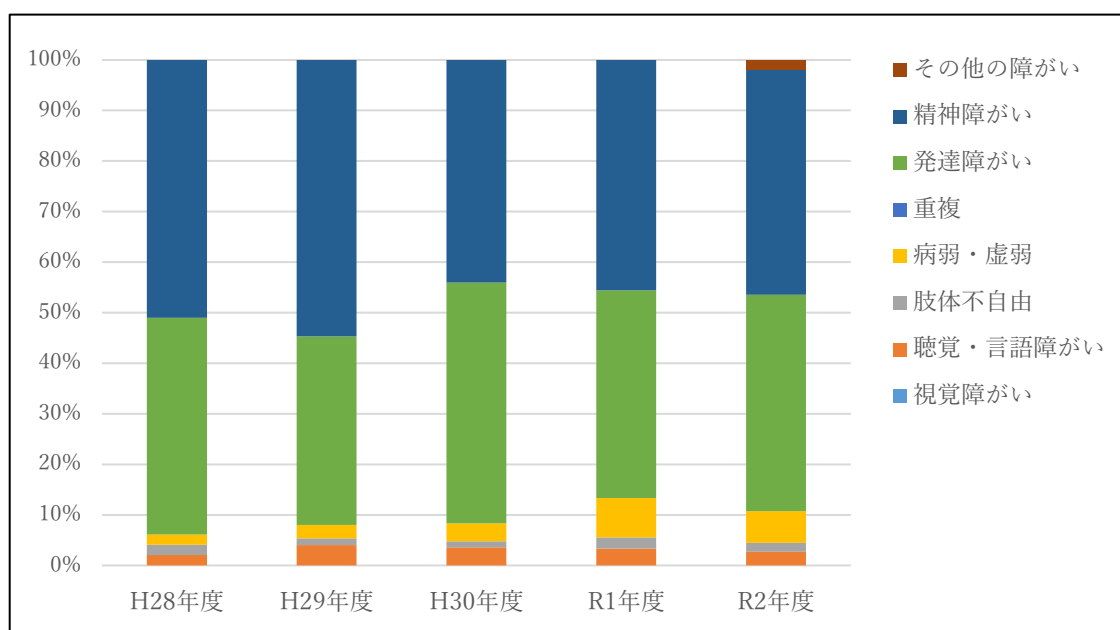
(2) 支援室における対応延数の推移

平成 28 年度から令和 2 年度までの支援室における対応延数の推移は、以下のとおりである。対応延数には、学生対応だけではなく、保護者からの相談や、学内の教職員とのやりとり、学外からの相談や学外専門機関との連携も含む。また、対応の手段も、対面や Zoom、電話、メールによる相談も含む。利用人数の増加に伴い、対応延数も増加しているものと考え



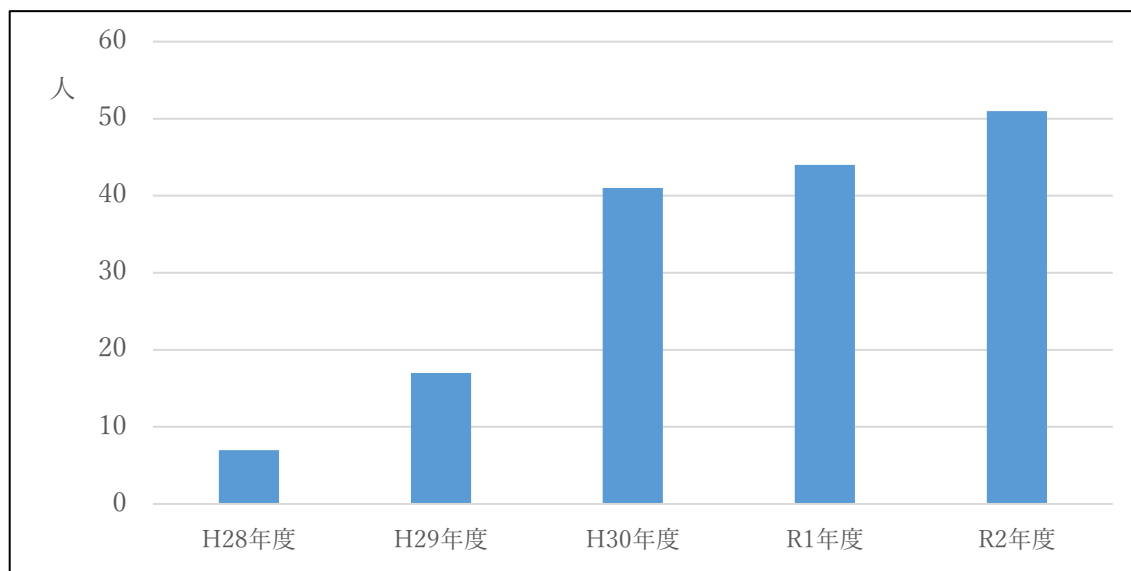
(3) 支援室を利用した障がい学生等の障がい区分別の割合

平成 28 年度から令和 2 年度までの支援室を利用した障がい学生等の障がい区分別の割合は、以下のとおりである。グラフからは、発達障がいと精神障がいのある学生等の割合が多いことや、病弱・虚弱のある学生が、増減しながらも増加傾向にあることが分かる。



(4) 本学における合理的配慮の実施人数の推移

平成28年度から令和2年度までの本学における合理的配慮の実施人数の推移は、以下のとおりである。年々増加しているが、合理的配慮の周知が進んだことが1つの要因として考えられる。



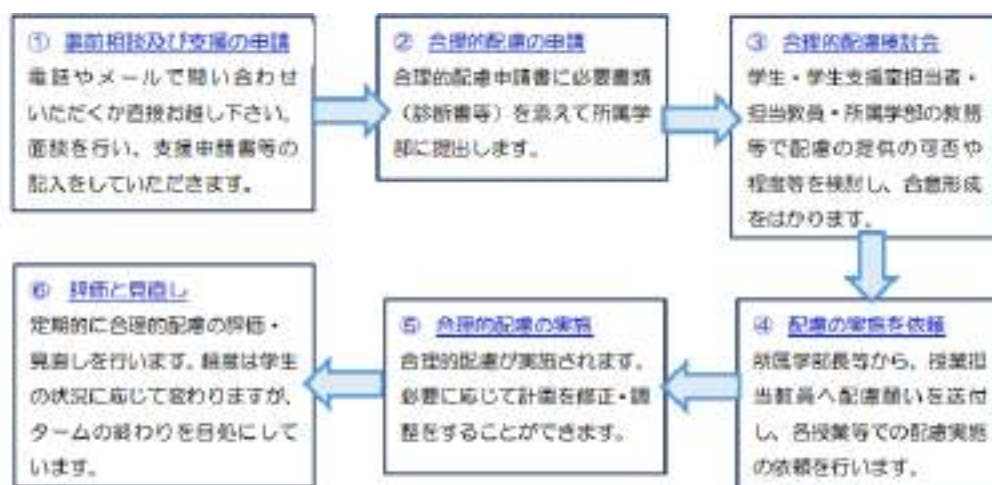
3. 支援室活動実績

(1) 障がい学生への修学支援

履修計画のサポート、修学のための環境調整、大学生生活のスケジュール管理、人間関係上の問題や負担への対応等を行なっている。本人への直接的な支援を中心に、関係する教職員との連携を行う。場合によっては合理的配慮の提供を組み合わせた支援となる。

合理的配慮の定義については、文部科学省が取りまとめた「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」において、『大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に、個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの』とされている。本学においても、これらの考え方を理解し、障がい学生への合理的配慮の提供の取組を進めている。支援室が相談の窓口となり、下記の手続きにより建設的な対話を行い、合理的配慮を提供している。

【合理的配慮の流れ（「学生支援室だより」より）】



(2) 障がい学生への自己理解の支援・コミュニケーションサポート

障がい特性を踏まえた自己理解のため、面談や心理検査等における心理教育的な支援を行っている。修学支援や、合理的配慮の手続きに纏わる関わりそのものが、自己理解につながることも多い。

会話が上手になりたい学生向けに、平成28年よりSST(ソーシャルスキルトレーニング)を実施している。1セッションを7~8回として週に1回、少人数のグループで開催した。コミュニケーションにおける課題を取り上げ、参加学生の経験やアドバイスをもち寄る。さらに、経験やアドバイスの中で1番取り組みやすいものを選択してロールプレイを行い、ロ

ールプレイに対して良い点やもっとこうすると良くなるという改善点を出し合う。SST の中で練習したことを、日常や授業のグループ活動などで生かすことが大きな目標であり、他の学生と気持ちが共有できる良い場であった。

個別の面談においても、周囲の学生との関わりや教職員との関わりについて相談に応じている。他者とのコミュニケーションについて具体的な方法を一緒に検討したり、時には間に入って対応する場合もある。

(3) 障がい学生への就職支援

支援室では、就職支援課と連携をしながら就職支援を行っている。令和2年度より障がいのある（その可能性のある）学生に向けた就職支援プログラムを開始し、就職支援課と連携し、以下のとおりセミナーを行った。

年度	日程	セミナー名	内容・講演者	参加学生人数
R2	2月19日	はじめての就職セミナー	1. 「障がい者採用って何？一般採用との違いは？」 熊本ヤングハローワーク 就職促進指導官 松田様 2. 「熊大の就職支援について」 熊本大学就職支援課 日和田課長	11名

また、国や県、市の就職相談・支援機関（熊本ヤングハローワークや熊本障害者職業センター、熊本市発達障害者支援センター等）と積極的に連携を行っている。

(4) 啓発・広報活動

支援室では、ホームページやパンフレットを作成し、情報を公開・発信している。希望に応じて、合理的配慮等についての説明会や講話も行っている。

ア ホームページでの情報公開・パンフレット配布

【支援室ホームページ・QRコード】



【支援室パンフレット】



イ FD・SD 講演会の実施

支援室では、平成 30 年度より、障がい学生の支援に関して FD・SD 講演会を企画実施している。実施内容は以下のとおりである。

例年、本学の教職員及び学生、他大学の教職員 50～70 名ほどが参加し、障がい学生の理解を深めている。平成 30 年度および令和元年度は対面での開催を行い、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大によりオンラインでの実施とした。なお、平成 30 年度および令和元年度は、本学学生サポートサークルによる字幕による情報保障を行った。

【平成 30 年度】

日時	平成 30 年 10 月 31 日
講師	高橋知音 氏（信州大学教育学部 教授）
演題	「障害のある学生への合理的配慮～制度改正により教職員に求められること」
報告	「熊本大学における障がい学生の支援状況について」（井上特任助教）
参加者	77 名 / 学内外の教職員及び連携組織の専門機関職員

【令和元年度】

日時	令和元年 10 月 30 日
講師	ピーター・バーニック 氏（長崎大学障がい学生支援室 助教）
演題	「大学として、そして一教職員として：何を、どうしたらよいか？～合理的配慮の実践を考える～」
報告	「熊本大学における障がい学生の支援状況について」（井上特任助教）
参加者	67 名 / 学内外の教職員及びスタッフ

【令和2年度】

日時	令和2年11月17日
講師	佐々木銀河氏（筑波大学人間系 准教授）
演題	「大学における発達・精神障がいのある学生への合理的配慮等の支援について」
報告	「熊本大学における障がい学生の支援状況について」（井上特任助教）
参加者	65名 / 学内の教職員及び学生
その他	オンライン開催

ウ 合理的配慮等に関する講話（学内）

支援室では、要望に応じて、障がい学生への支援等について説明会や講話を行っている。これまでの実施した説明会は以下のとおりである。

年度	日程	会場等	内容	説明者
H27	12月14日	学務系職員研修会	障がいのある学生に対する合理的配慮のあり方について	今崎キャンパス ソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）
H28	11月2日・10日	教務系係長	障がいのある学生に対する合理的配慮に関する説明会	副島室長 井上特任助教 角崎事務担当
	12月20日	学務系職員研修会	障がいのある学生に対する合理的配慮について	井上特任助教
	3月8日	法曹養成研究科	障がいのある学生に対する合理的配慮について	副島室長 井上特任助教
H29	5月24日	薬学部	障がいのある学生に対する合理的配慮について	藤瀬室長 井上特任助教 高橋保健センター 臨床心理士
	10月18日	文学部	障がいのある学生に対する合理的配慮について	藤瀬室長 井上特任助教

H30	9月20日	男女共同参画推進 フォーラム 第1部：講演「LGBT当事者のおかれた困難とLGBTフレンドリーな環境作り」 第2部：学長を囲む研究者等の意見交換会「誰もが働きやすい職場環境作り」	第2部話題提供 「熊本大学におけるLGBT等に関する取り組みについて」	井上特任助教
	12月10日	薬学部（医療系）	熊本大学における合理的配慮の実施について	藤瀬室長 井上特任助教 藤本CSW
R1	11月20日	法学部	熊本大学における合理的配慮の実施について	藤瀬室長 井上特任助教
R2	4月15日	文学部	合理的配慮の実施について	藤瀬室長 井上特任助教
	9月15日	法学部	障がい学生の支援ー合理的配慮の実施についてー	藤瀬室長 井上特任助教

上記のような教職員向けの説明会の他に、平成30年度より、教育学部古田弘子教授の依頼により、教養教育の授業の中で熊本大学における障がい学生への支援について紹介を行っている。

エ 学外での講演

年度	日程	会場	プログラム・内容	講演者
H29	9月28日	熊本大学教育学部附属特別支援学校	すずかけイブニングセミナー 「熊本大学における障がいのある学生への支援」	井上特任助教 渡邊CSW
H30	3月15日	熊本県立大学	学生指導のためのメンタルヘルス全学FD・SD研修 「障がい学生の支援について～熊本大学学生支援室の取り組みを中心に～」	藤瀬室長 井上特任助教
	8月20日	九州ルーテル学院大学	障がいのある学生の修学支援に関する講演会 第二部パネルディスカッション・パネリスト 「熊本大学障がい学生支援室について」	斉藤事務職員

オ オープンキャンパス

支援室では、令和元年度より熊本大学オープンキャンパスにて、熊本大学に関心のある障がいのある生徒や保護者等向けの個別相談会等を行っている。実施内容は以下のとおりである。

年度	日程	内容
R1	8月3日	・個別相談会
R2	8月	・オンライン個別相談会（Zoomミーティング） ・ホームページでの動画配信

(5) 大学間の連携

ア 九州地区国立大学法人障害者支援に関する大学間連携情報交換会

九州地区において、障がい学生支援に関する大学間での連携を図るために平成28年度以降から、情報交換会が開催されている。参加校は、九州工業大学、九州大学、長崎大学、佐賀大学、大分大学、本学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、琉球大学、福岡教育大学の11大学である。対面開催を基本として持ち回りで開催していたが、新型コロナウイルス感染拡大により、令和2年度はオンライン開催となった。九州地区において、情報を共有し課題について検討できる貴重な機会となっている。

【平成28年度】

日時	平成28年7月8日 13:00～17:30
場所	九州大学椎木講堂
プログラム	講演：「障害学生支援に関する九州・沖縄地区の連携」 (福岡教育大学 障害学生支援センター 太田富雄教授) グループ討議＋全体協議

【平成29年度】

日時	平成30年1月30日 13:30～17:00
場所	九州大学箱崎キャンパス
プログラム	情報交換会

【平成 30 年度】

日時	平成 31 年 2 月 8 日 15:00～17:30
場所	琉球大学
プログラム	情報交換会 (10:00～15:00 沖縄バリアフリーキャンパス講演会にも出席)

【令和元年度】

日時	令和元年 12 月 6 日 14:00～17:10
場所	長崎大学
プログラム	情報交換会 (17:10～公開講演会：就労の多様性の実現へ～地域による、地域の未来のために～)

【令和 2 年度】

日時	令和 2 年 12 月 4 日 13:00～16:00
場所	オンライン開催 (Zoom)
プログラム	全体会…事前に募った協議・承合事項を元に情報共有 分科会…各大学の困難事例などを発表し意見交換

イ 九州地区国立大学法人障害者支援に関する大学間連携プログラム

平成 28 年度の情報交換会の中で、九州地区の中で支援者育成のための講習会を行うことが提案され、その後、平成 28 年度の国立大学協会九州支部「教育の連携部会」にて講習会開催について議論され、大学間の連携の必要があると確認され講習会の開催に至ることとなり、下記の通り、各大学持ち回りで連携プログラム研修会が毎年開催されている。

【平成 29 年度】

日時	平成 29 年 9 月 14 日 13:00～18:00
場所	九州大学箱崎キャンパス
プログラム	(1) 講義 1：大学における障害学生支援概要 - ピアサポーターに求められるものとは？ (九州大学基幹教育院 田中真理教授) (2) 講義 2：パソコン文字通訳基礎 (福岡教育大学附属特別支援教育センター 太田富雄教授) (3) 各大学活動報告

【平成30年度】

日時	平成31年2月19日 13:00～17:00
場所	福岡教育大学
プログラム	(1) 講義1：大学における障がい学生支援の概要 (長崎大学障がい学生支援室 助教 ピーター・バーニック先生) (2) 講義2：パソコン文字通訳基礎研修「情報保障に関する概要」 (福岡教育大学障害学生支援センター 障害学生支援コーディネーター 永井友幸先生) (3) 各大学活動報告

【令和元年度】

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ開催中止。

【令和2年度】

日時	令和2年11月7日 13:00～16:30
場所	オンライン開催
プログラム	(1) 講義1：支援機器に関する基礎研修（学生向け） (京都大学学生総合支援センター障害学生支援ルームコーディネーター 宮谷祐史先生) (2) 講義・実習：遠隔情報保障（文字通訳）に関する基礎研修（学生向け）（九州大学基幹教育院 特任助教 下中村武先生）

ウ 大学コンソーシアム熊本・地域創造部会・障がい学生支援連携事業

大学コンソーシアム熊本における地域創造部会・障がい学生支援連携事業では、熊本県内にある大学・高専等が協力して、障がい学生を支援するための勉強会や意見交換を行っている。本事業を通して交流が図れ、相談し合える関係が構築されている。

年度	日程	形式	プログラム等	参加者
H28	7月28日	連絡協議会	各大学に事前アンケート調査があり、それに基づき報告と意見交換	10機関 10名
	12月5日	講演会	「精神障がいのある学生の支援」について (熊本大学保健センター精神科医 藤瀬昇先生)	11機関 16名
	2月27日	講演会	「障がい学生の就職支援ガイドンス」 (株)サーナワークス研究所 網野浩義氏)	教職員 23名 学生 11名

年度	日程	形式	プログラム等	参加者
H29	7月25日	講演会	「障がい者の就労支援について」 (熊本障害者職業センター主任障害者職業カウンセラー 小川倫央氏)	11機関 16名
	8月30日	連絡協議会	座長選出と今後の運営方針について	11機関 12名
	12月7日	講演会	「障害学生支援の現状と課題」について (福岡教育大学教育総合研究所附属特別支援教育センター 太田富雄氏)	12機関 17名
	3月13日	連絡協議会	各大学の実務担当者が抱えている問題についてフリートーク形式で討議・意見交換	12機関 15名
H30	8月20日	講演会	「障がい学生支援の地域ネットワークが生み出すもの」 (同志社大学 障がい学生支援室コーディネーター 土橋恵美子氏)	6機関 10名
		パネルディスカッション	熊本の障がい学生支援の地域ネットワークの可能性	
	1月28日	講演会	「障がい学生支援の現状と課題」について (九州大学キャンパスライフ健康支援センター 面高有作氏)	10機関 15名
	3月12日	講演会	「九州ルーテル学院大学の障がい学生支援の現状と課題」 (九州ルーテル学院大学障がい学生サポートルーム長 佐々木順二氏)	10機関 13名
R1	7月24日	意見交換会	各大学の実務担当者が抱えている問題について意見交換	10機関 12名
	10月1日	意見交換会	学生支援に関する課題についてフリートーク形式で討議・意見交換	12機関 14名
	12月13日	勉強会	「不適応を呈する学生への理解を深めるために」 (公認心理師・臨床心理士・精神保健福祉士 精神科病院に20年ほど勤務し現在高校のスクールカウンセラー等 福田洋子氏)	12機関 25名
R2	7月27日	勉強会	「吃音を持つ学生の理解と支援」 (熊本保健科学大学 保健科学部リハビリテーション学科 言語聴覚学専攻 特任助教 小菌真知子氏)	11機関 13名
	9月17日	勉強会	男女共同参画推進連係員会主催「LGBTs」勉強会 (NPO法人カラフルチェンジラボ代表理事 三浦暢久氏)	12機関 49名
	3月18日	意見交換会	コロナ禍の学生支援についてフリートーク	9機関 14名

エ 大学間の障がい学生支援 (SUN - Kuma)

ノートテイクを利用して聴覚障がい学生が卒業するタイミングで、学生サポートサークル(旧ノートテイクサークル)をどのようにして存続させるかが課題になった。聴覚障がい学生の支援の実施をしていた九州ルーテル学院大学へ相談。平成30年10月より、両大学の学生の交流をはかり、サポート可能な学生によるパソコンテイクの相互支援を進めていくことを目的に、月1回の交流を行うこととした。令和2年2月には、大学間の障がい学生支援の名称をSUN - Kuma(会議の名称をSUN - Kuma 会議)とし、両大学の情報保障支援に関して申し合わせを結んだ。その後、熊本学園大学しょうがい学生支援室と崇城大学がSUN-Kuma 会議に参加し、継続して大学間での情報交換を行っている。また、支援を行っている学生同士の交流をはかる目的で、年に1回は学生交流会を行っている。

(6) 学生サポートサークル(旧ノートテイクサークル)の育成

支援室では、障がい学生の支援および支援活動を通して支え合いながら学び合える自律的成長の場とすることを目的に、学生サポートサークルの育成を行っている。学生サポートサークルは、既存のノートテイクサークルを支援室設置に伴い支援室で引き続き育成を行っているものである。平成30年4月には、「ノートテイクサークル」から「学生サポートサークル」へサークル名を変更し、ノートテイクだけでなく、バリアフリーマップの作成、手話学習も取り入れ、新たに活動を開始した。また、サークルの活動として、SUN-Kuma による学生交流会や、九州大学との交流会も行った。



本学と九州大学の学生交流の様子(平成30年度)



SUN-Kuma 学生交流会の様子(令和元年度)

ア ノートテイク支援活動

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延べ従事者数(人)	96	48	19	21	0
延べ時間数(時間)	891	238	75	66	0

学生サポートサークルでは、よりよいテイクを提供するため、定期的にミーティングを開き、情報交換やスキルアップに取り組んでいる。

※要約筆記者養成講座を実施

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施日		3月7～9日	3月6～8日	3月7～8日	中止	3月16～17日
参加者数	学生	7	9	15		16
	本学教職員		13	3		
	他大学教職員		11	2		
	計	7	33	20		16

- ・熊本県聴覚障害情報提供センターや全国要約筆記問題研究会、熊本要約筆記サークル等の外部講師を招き、主に、聴覚障がい支援や要約筆記の講義とパソコンテイクの実技の内容で、年に1回、要約筆記者養成講座を実施している。
- ・平成28年度は学生対象で行い、平成29年度より本学教職員及び他大学教職員も対象とした。令和元年度は新型コロナ感染拡大防止のため中止とした。令和2年度は新型コロナ感染拡大防止のため、感染防止対策を行った上で、参加者は学生に限定して実施した。

※情報保障のため要約筆記（文字通訳）を実施

- ・入学式（平成30年4月、平成31年4月実施。令和2年4月は新型コロナ感染拡大防止のため入学式式典中止）
- ・FD・SD講演会（平成30年10月、令和元年10月）
- ・卒業式（平成31年3月実施。令和2年3月は新型コロナ感染拡大防止のため各部局から代表の参加者のみで開催）
- ・オープンキャンパス（令和元年8月）



入学式の様子（平成31年度）



イ 文字起こし支援活動

- ・視聴覚教材の文字起こし・字幕挿入

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延べ従事者数 (人)	20	1	0	0	7
延べ時間数 (時間)	58	11	0	0	35

- ・熊大公式 YouTube 動画への字幕挿入（令和2年7月）
- ・学生支援室紹介動画への字幕挿入（令和2年8月）

ウ バリアフリーマップ作成活動

平成29年5月より作成を開始し、大学ホームページおよび学生支援室ホームページに掲載している。バリアフリーマップ作成のための調査に基づいて、利用しにくいと考えられた場所については、大学に情報提供を行っている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により活動中止。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延べ従事者数 (人)	0	7	48	46	0
延べ時間数 (時間)	0	14	211	216	0



バリアフリーマップ活動の様子

エ 手話活動

平成30年度より、既存の手話のグループを、サポートサークルの活動の1つとして位置づけた。ろう者の協力も得ながら、週に1～2回の練習会（対面もしくはZoom利用）を継続的に行っている。

(7) 合理的配慮に関する意見交換会

令和元年10月に行われた部局長等連絡調整会議において、合理的配慮の運用開始から3年半が経過して見えてきた具体的な課題について報告。大学全体として一定程度の均質化が必要と考えられることから、合理的配慮の実施にかかわった経験のある教職員と体制整備について意見交換会を実施することとした。

10項目にわたるアンケートを行った上で、全部局が参加可能となるよう3回に分けて意見交換会を実施した。アンケートで得られた各部局等からの意見は、支援室においてKJ法の話し合いを重ねグループ化を試みた。意見交換会では、アンケートの分析結果を紹介した上で、意見交換を実施した。全ての意見交換会で出された意見を集約し、内容を出席者に確認した上で、大学の全体会議において報告した。

以下に、アンケートの分析結果と意見交換会で出された意見を集約したものを記す。

【事前アンケートの分類の結果】

KJ法の話し合いにより、事前アンケートへの回答を①合理的配慮の基本的理解、②合理的配慮の適応についての意見、③負担や困難の意見、④合理的配慮について良かったと感じたこと、⑤ご要望・ご意見等、の5つのグループに分類した。

①の合理的配慮の基本的理解には、「合理的配慮学生の成績評価に関する基準が統一されおらず、考え方が混在している」「成績評価にまで配慮を求めるような風潮を学生からも教員からも感じなくもない」「不要と明言していても、担当教員の成績評価が甘くなるケースがある」など、成績評価における学生と教員双方の認識について多数の意見が寄せられた。

②の合理的配慮の適応についての意見は、「学生から申請が出た時に、状況や診断書などを調査して、合理的配慮を適応すべきかどうか審議するシステムが必要と考える。継続申請について継続が有効・必要なかの審議が必要と考える」など、継続例も含め、合理的配慮を適応すべきかどうかを審議するシステムの必要性についての意見があった。

③の負担や困難の意見に関しては、「一部の教員に負担が著しく増えている」「学部の教職員の業務量(負担感)が増加することが心配」「どこまでを合理的配慮と捉えるかについて教員間でも意見の相違があり、対応に苦慮した」「なぜ扱いが違うのか等の他の学生からの質問への対応、説明の範囲や方法について検討が必要」「年度更新のため、申請者が多い場合は手続きが集中する」などの意見があった。

④の合理的配慮について良かったと感じたこととしては、「あらかじめ合理的配慮申請者と当該学生にかかる合理的配慮の内容を把握できるため、個別に対応しやすい」「意見を言うルートが確保されているので、要求を出しやすくなっているのは良い」「同じクラスの学生の間にも大変協力的な雰囲気が醸成され、人間教育としても良い効果があったと考えます」などの意見があった。

⑤のご要望・ご意見等については、「担任となった教員個人任せではない、全学的・部局単位での専門的な対応の仕組みを構築できないか」「具体的支援事例の情報共有と蓄積など

を進めて欲しい」「相談員の数を増やすことが必要」などの意見があった。

【意見交換会で出された意見】

事前アンケートの結果を踏まえての意見交換会では、「教育の本質を変えず、教育の提供方法を変える際の難しさ」「シラバスにどこまで忠実であるべきか」「合理的配慮は、実際に携わることと理解することができた」「合理的配慮について更なる周知・理解が望ましい」「合理的配慮に関わった実績を教員の業績評価に反映させられることが望ましい」「大変有意義な意見交換。これを各学部教員にどのようにフィードバックしていくかの検討が必要」などの意見や、対応に関する懸念として、「申請後の新たな心配や学生の状態変化の際にどのように対応するか」「周囲の学生へどのように説明するか」「学外実習や院生指導での配慮について」等が挙げられた。また、その他の意見としては、「事例集やマニュアルの要望」「教育現場と支援室とのコミュニケーションの重要性、特に取りまとめ役の教員の重要性」「全学的な意見集約の場の必要性」「事前アンケート及び定期的な意見交換の必要性」、「学部学科別の先進事例を紹介して欲しい」などが挙げられた。

【まとめ】

今回、合理的配慮に関する各部局の教職員の意見交換ができたことで、学内における実施状況を情報共有することができ、「経験の共有」「熊大独自のマニュアルの作成」「合理的配慮の手続きの簡略化」「意見交換会の定期的な開催」などが課題であることがわかった。また、各部局等の教職員が連携し、合理的配慮のさらなる啓発が必要であることを改めて認識することができた。

(8) その他

ア 熊本地震における対応

平成 28 年 4 月 14, 16 日に発生した熊本地震において、支援室が行った対応を示す。

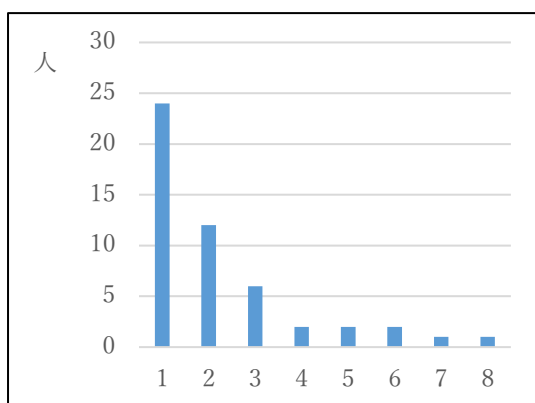
- ① 「こころのケア」について大学ホームページにて発信（参考資料参照）。
- ② 支援室、保健センター、学生相談室が連携し、電話相談や診察、面談の実施。

熊本地震に対する電話相談や診察、面談について以下に示す。

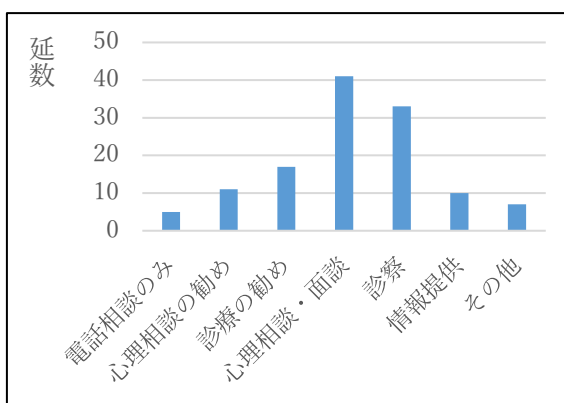
- ・集計期間：平成 28 年 4 月 20 日～平成 28 年 7 月 31 日
- ・相談方法：電話、診察、面談
- ・相談件数：実人数 50 名（うち留学生 9 名） ※教職員の相談は除く
延べ 111 件（学生からの相談、学生についての家族・教員からの相談）

※電話相談の際の電話対応マニュアルおよび電話対応記録表は参考資料参照。

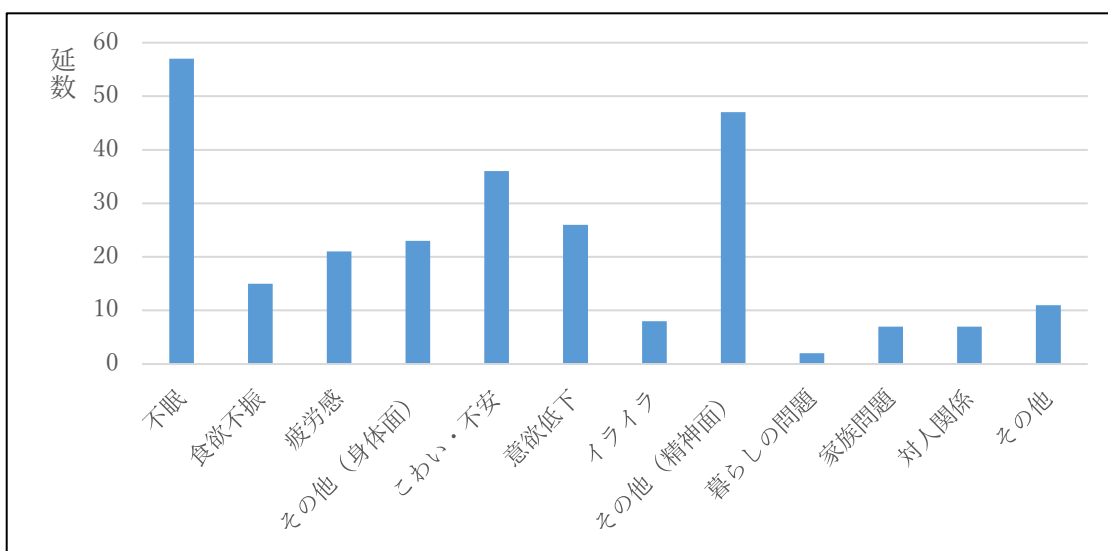
【1人に対する利用回数】



【対応の種類（複数回答あり）】



【相談内容（複数回答あり）】



③ 避難所（本学体育館）への訪問

本学ボランティア学生からの情報をもとに、避難所の利用者への声掛けを実施。4月20日より4月28日までの期間に、述べ18名の方の話を伺い、気持ちの傾聴やリラクゼーションの方法等の情報提供、医療機関受診の同行などを行った。

イ 教育学部附属中学校スクールカウンセラー

本学教育学部の依頼を受け、平成28年度の教育学部附属中学校スクールカウンセラーを担当。中学校にて延べ28回、および小学校にて延べ3回のカウンセリングを実施し、学校保健委員会への参加および講話を行った。また、熊本地震の発生に伴い、震災後の心のケアについて生徒への講話や保護者への講話、PTAが発行する会報へのインタビュー掲載への協力を行った。

(9) 主な行事等報告

年度	月	行事等報告
H27	10月	・「障がい学生支援室」設置準備委員会
		・「熊本大学障がい学生支援室規則」制定
	11月	・学生支援室が、全学教育棟4階に設置
		・障がい学生支援室運営委員会
1月	・障がい学生支援室運営委員会	
H28	3月	・「国立大学法人熊本大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」策定
		・「熊本大学障がい学生支援室規則」一部改正
	4月	・学生支援室が、全学教育棟1階に移動
		・熊本地震発生・対応
	8月	・障がい学生支援室運営委員会
	9月	・「熊本大学における障がいのある学生等及び入学志願者の支援に関する基本方針」制定
		・学生支援室パンフレット作成
10月	・学生支援室ホームページ公開	
12月	・第1回SST（ソーシャルスキルトレーニング）実施	
1月	・「合理的配慮対応指針」制定	
3月	・障がい学生支援室運営委員会	
		・要約筆記者養成講座実施
H29	5月	・バリアフリーマップ作成開始
	6月	・第2回SST（ソーシャルスキルトレーニング）実施
	7月	・学生支援室だより第1号発行
		・学生支援室掲示板を全学教育棟学生ロビーに設置
	8月	・障がい学生支援室運営委員会
	9月	・北キャンパスバリアフリーマップをホームページへ掲載
		・「熊本大学障がい学生支援室規則」一部改正
	10月	・第3回SST（ソーシャルスキルトレーニング）実施
	12月	・障がい学生支援室運営委員会
		・熊本大学サポートサークルきらめきユースプロジェクト実施報告会への参加
1月	・学生支援室だより第2号発行	
3月		・要約筆記者養成講座実施
		・卒業式においてノートテイカーサークルによる要約筆記を実施
		・「熊本大学障がい学生支援室規則」一部改正

年度	月	行事等報告
H30	4月	・熊本大学ノートテイカーサークルの名称を、熊本大学サポートサークルへ変更
		・入学式においてサポートサークルによる要約筆記を実施
		・入学者資料へのパンフレット同封を開始
	6月	・第4回SST（ソーシャルスキルトレーニング）実施
	7月	・学生支援室だより第3号発行
	9月	・南キャンパスバリアフリーマップをホームページへ掲載
	10月	・九州ルーテル学院大学との大学間連携についての会議を開始
		・第5回SST（ソーシャルスキルトレーニング）実施
		・障がい学生支援室運営委員会
		・第1回学生支援室FD・SD講演会開催
	12月	・熊本大学サポートサークルきらめきユースプロジェクト実施報告会への参加
	1月	・学生支援室だより第4号発行
3月	・要約筆記者養成講座実施	
	・卒業式においてサポートサークルによる要約筆記を実施	
	・「熊本大学障がい学生支援室規則」一部改正	
R1	4月	・入学式においてサポートサークルによる要約筆記を実施
	6月	・第6回SST（ソーシャルスキルトレーニング）実施
	7月	・学生支援室だより第5号発行
	8月	・オープンキャンパス2019にて個別相談会実施
	10月	・障がい学支援室運営委員会開催＜基本方針・対応指針改正＞
		・学生支援室FD・SD講演会開催
	11月	・第7回SST（ソーシャルスキルトレーニング）実施
	12月	・バリアフリーマップ俯瞰図を掲載
		・熊本大学サポートサークルきらめきユースプロジェクト実施報告会への参加
	1月	・学生支援室だより第6号発行
	2月	・大学間の障がい学生支援（SUN-Kuma）に関する申し合わせを結ぶ
	3月	・合理的配慮に関する意見交換会開催
・「熊本大学障がい学生支援室規則」一部改正		
R2	7月	・第8回SST（ソーシャルスキルトレーニング）実施（新型コロナにより途中中断）
		・学生支援室だより第7号発行
	8月	・オープンキャンパス2020にてZoom個別相談会実施
	11月	・障がい学支援室運営委員会開催
		・学生支援室FD・SD講演会開催
	1月	・学生支援室だより第8号発行
2月	・第1回就職支援セミナー	
3月	・要約筆記者養成講座実施	

4. 研修会等参加状況

【平成 28 年度】

研修会等	開催期日	参加者
九州地区国立大学法人障害者支援に関する大学間連携情報交換会	H28. 7. 8	・井上特任助教 ・今崎 CSW
障がい学生支援実務担当者連絡協議会	H28. 7. 28	・井上特任助教
障害学生支援実務者育成研修会基礎プログラム	H28. 8. 25～26	・井上特任助教
障がい学生支援実務担当者連絡協議会	H28. 12. 5	・井上特任助教
障がい学生支援実務担当者連絡協議会	H29. 2. 27	・井上特任助教 ・今崎 CSW
2016 年度大学コンソーシアム京都指定調査課課題成果報告会	H29. 3. 22	・井上特任助教

【平成 29 年度】

研修会等	開催期日	参加者
障がい学生支援実務担当者連絡協議会	H29. 7. 25	・渡邊 CSW
障害学生支援実務者育成研修会基礎プログラム	H29. 9. 7～8	・渡邊 CSW
障がい学生支援実務担当者連絡協議会	H29. 8. 30	・角崎学生支援部副課長
鹿児島大学障がい学生支援シンポジウム 2019	H29. 9. 1	・井上特任助教
障害学生支援実務者育成研修会応用プログラム	H29. 9. 13～14、 H29. 12. 4	・井上特任助教
全国障害学生支援セミナー体制整備支援セミナー	H29. 10. 25	・藤瀬室長 ・井上特任助教 ・渡邊 CSW
障がい学生支援実務担当者連絡協議会	H29. 12. 7	・井上特任助教
第 55 回全国学生相談研修会	H29. 12. 17～19	・井上特任助教 ・渡邊 CSW
九州地区国立大学法人障害者支援に関する大学間連携情報交換会	H30. 1. 30	・藤瀬室長 ・井上特任助教
大学の障害学生支援と就労への移行に関する情報交換会	H30. 2. 15	・渡邊 CSW
障がい学生支援実務担当者連絡協議会	H30. 3. 13	・井上特任助教

【平成 30 年度】

研修会等	開催期日	参加者
就業支援基礎研修	H30. 6. 5、H30. 6. 8、 H30. 6. 12	・ 藤本 CSW
新規学卒障害者等の職業紹介業務連絡会議	H30. 6. 21	・ 藤本 CSW
全国高等教育障害学生支援協議会（AHEAD JAPAN）	H30. 6. 28～30	・ 井上特任助教
発達障害者雇用支援連絡協議会	H30. 7. 18、H31. 1. 30	・ 藤本 CSW
思春期精神保健対策専門研修会	H30. 8. 2	・ 藤本 CSW
障がい学生支援実務担当者連絡協議会	H30. 8. 20	・ 藤本 CSW ・ 斉藤事務職員
IDE 大学協会セミナー	H30. 8. 22	・ 副島副室長
キャンパスセクシャルハラスメント全国ネットワーク in 福岡	H30. 9. 2	・ 藤本 CSW
鹿児島大学障がい学生支援シンポジウム	H30. 9. 28	・ 副島副室長 ・ 井上特任助教 ・ 藤本 CSW
障害学生支援専門テーマ別セミナー	H30. 11. 9	・ 井上特任助教
障害学生支援理解・啓発セミナー	H30. 11. 29	・ 藤本 CSW
長崎大学障がい学生支援室公開講演会	H31. 1. 31	・ 井上特任助教
バリアフリーシンポジウム	H31. 2. 22	・ 井上特任助教
障がい学生支援実務担当者連絡協議会	H31. 1. 28	・ 井上特任助教 ・ 藤本 CSW ・ 芦江学生支援部課長
九州地区国立大学法人障害者支援に関する大学間連携情報交換会	H31. 2. 8	・ 副島副室長 ・ 藤本 CSW ・ 斉藤事務職員
障がい学生支援実務担当者連絡協議会	H31. 3. 12	・ 井上特任助教
障がい学生支援に関する専門家協議会	H31. 3. 13	・ 井上特任助教 ・ 藤本 CSW

【令和元年度】

研修会等	開催期日	参加者
障がい学生支援実務担当者連絡協議会	R1. 7. 24	・ 井上特任助教
全国高等教育障害学生支援協議会（AHEAD	R1. 6. 28～30	・ 井上特任助教

JAPAN)		・藤本 CSW
障害学生支援専門テーマ別セミナー	R1. 8. 8～9、 R1. 11. 14	・井上特任助教
障がい学生支援に関する専門家協議会	R1. 8. 30	・井上特任助教 ・藤本 CSW
全国大学コンソーシアム研究交流フォーラム	R1. 8. 31	・井上特任助教 ・藤本 CSW
障害学生支援実務者育成研修会基礎プログラム	R1. 8. 21～23、 R1. 8. 28～30	・副島副室長 ・藤本 CSW
障害学生支援理解・啓発セミナー	R1. 9. 30～10. 1	・副島副室長
障がい学生支援実務担当者連絡協議会	R1. 10. 1	・井上特任助教
鹿児島大学障がい学生支援シンポジウム	R1. 10. 4	・井上特任助教 ・藤本 CSW ・斉藤事務職員
IDE 大学協会セミナー	R1. 10. 6	・井上特任助教
九州地区国立大学法人障害者支援に関する大学間連携情報交換会	R1. 12. 6	・副島副室長 ・藤本 CSW
障がい学生支援実務担当者連絡協議会	R1. 12. 13	・井上特任助教 ・藤本 CSW
発達障害就労支援セミナー	R2. 1. 11	・井上特任助教 ・藤本 CSW

【令和2年度】

研修会等	開催期日	参加者
障がい学生支援実務担当者連絡協議会	R2. 7. 27	・井上特任助教 ・藤本 CSW
障がい学生支援実務担当者連絡協議会	R2. 9. 17(オンライン開催)	・井上特任助教
障がい学生支援に関する専門家協議会	R2. 9. 17(オンライン開催)	・井上特任助教 ・藤本 CSW
全国高等教育障害学生支援協議会 (AHEAD JAPAN)	オンラインセミナー	・井上特任助教 外
障害学生支援専門テーマ別セミナー	オンラインセミナー	・井上特任助教 外

障害学生支援理解・啓発セミナー	オンラインセミナー	・井上特任助教 外
九州地区国立大学法人障害者支援に関する大学間連携情報交換会	R2.12.4(オンライン開催)	・藤瀬室長 ・井上特任助教 ・大山学生支援部副課長
障がい学生支援実務担当者連絡協議会	R3.3.18	・井上特任助教

5. 学生支援室だより



【第1号 学生支援室だより発行にやせて】

近年、わが国においては、障がいの有無によって分け隔てられることのない「共生社会」の実現に向けたさまざまな施策が展開されてきています。熊本大学においても、障がいを抱えた学生に対して、全学的な支援体制を強化し、彼らの円滑な修学を支援するため、平成27年11月に学生支援室が設置されました。徐々に利用者は増えてきていますが、この度もっと広く、学生や教職員の皆さんに支援室のことを知ってもらおうと考え、「学生支援室だより」をお届けすることにしました。今後、年2回ほどの発行を予定しています。専門職スタッフが皆さんの来室を待っていますので、どうぞ遠慮なく相談に来てください。

学生支援室長 藤瀬 昇

【学生支援室のご紹介】

学生支援室は、学内の関係部局等と連携を図りながら、障がい学生への全学的な支援体制を強化し、障がい学生の円滑な修学及び学生生活支援に寄与することを目的としております。障がいのある学生が大学生活を送る上で、悩みごとや困りごとが起きた時に相談できることです。また、障がいの有無に関係なく、修学の基盤となる日常生活や社会生活に関する支援も行います。

高校を卒業するまでは特に困っていませんが、大学という新しい環境に入ること、修学面や生活面で難しさを感じることもあるかもしれません。そのような時は、専門の相談員が学生の状況を確認しながら、適切な配慮・支援を一緒に考えていきます。

「相談といっても何を話したらいいかわからない…」という場合でも、まずはお気軽にご相談下さい。何に困っているかを整理するところから始めましょう。

■メンバー

学生支援室長：藤瀬 昇（医師）
 特任助教：井上 寛子（臨床心理士）
 キャンパスソーシャルワーカー：渡邊 和紀（社会福祉士）
 事務職員：斎藤 由美

■場所

熊本大学 黒髪北キャンパス 全学教育棟1階

■開室時間

平日（月～金）：8時30分～17時15分



【学生支援室の活動状況】

■薬学部にて合理的配慮の説明会を行いました！！

薬学部よりご要望いただき、平成29年5月24日（水）、薬学部宮本記念館コンベンションホールにおいて、薬学部の教職員を対象に合理的配慮に関する説明会を開催しました。



本学ではこれまで障がいのある学生への支援を行っていましたが、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、より支援体制の整備が進められてきております。そこで、障害者差別解消法施行後の大学での合理的配慮の提供に関して、支援事例や学生のメンタルヘルスについての話も交えながら説明を行いました。

説明会には多数の教職員の方に参加いただきました。今後、支援体制の整備は重要な課題です。連携・協力して障がいのある学生の支援や配慮に取り組んでいきたいと思っております。

■ノートテイクサークル交流会(茶話会)を開催しました！！

平成29年5月24日（水）、サークルの親睦を深めるため交流会を開催しました。

参加者は、サークルメンバーと学生支援室の職員、そこに特別顧問の古田弘子先生にも参加していただきました。

今年度のノートテイクサークルの活動について、どうしたら理想的な活動が出来るのか、どのような練習方法が実践に効果的か？新入部員を増やすには？

などの問題について、お菓子を食べながら楽しく語り合いました。

会話の内容をパソコンでノートテイクしています！



■大学生のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）はじまりました！！

ソーシャルスキルとは、社会生活を円滑に送っていくために、役立つコミュニケーションや感情表現の方法のことです。ここでのトレーニングでは、大学生活の中で遭遇するコミュニケーション場面を想定して学生同士で練習を行います。

初回の平成29年6月13日（火）はミニ講座「SSTってなあに？」、自己紹介、トラブルを行いました。今後は7/18まで毎週火曜の2限に行っていく予定です。熊本大学の学生であれば、参加可能です！詳しい内容は学生支援室のHPの新着情報でも確認できます。途中参加も大歓迎ですので、興味のある方は学生支援室にご連絡下さい（＾＾）！



【ご存知ですか？障害者差別解消法と合理的配慮】

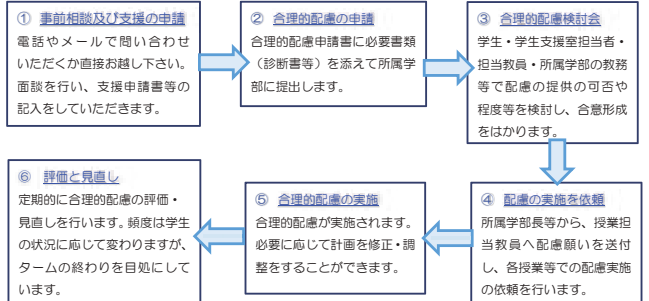


障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が、平成25年6月26日に公布、平成28年4月1日に施行され、国立大学における合理的配慮の実施が義務づけられました。

『大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うこと」であり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの』であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」（障がいのある学生の修学に関する検討会報告 第一次まとめ）と定義されています。

【熊本大学での取り組み】

■支援の流れ



■支援の例

実際に利用できる支援内容は障がいや状況により異なります。

<p>〈身体障がい〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい：ノートテイク・パソコンテイク支援 視聴覚教材の文字起こし 座席の配置 等 ・肢体不自由：修学支援機器の貸与 試験時間延長や別室受験 等 	<p>〈精神障がい（発達障がいを含む）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休憩室、居場所の確保 ・具体的な指示をする ・欠席時の資料提供、課題内容の提示 ・座席の配慮 ・発表への配慮 等
--	--

※上記以外の障がいについても、対応しています。

【コラム】 聴覚障がいをもつ橋本さんの大学生活

文学部歴史学科4年の橋本彩夏です。高校まで千葉県にある聴覚特別支援学校に通っており、熊本大学入学を機に熊本に引っ越してきました。初めて、耳が聞こえる人の世界で学ぶことは楽しみよりも不安が大きかったので、4年間、単に勉強を必死に頑張って卒業さえできれば良いと考えていました。1年生の時は初めてのことで一日一日を過ごすのが精いっぱい、その中で楽しみは毎週水曜日にセンターを読むことでした。2年生3年生と進級していくにつれて余裕もできてきたので、保護犬のボランティア、熊本の観光地巡りなどをしてとても濃厚な時間を過ごしています。高校生までは耳が聞こえないということを理解している人たちはかりだったので、「耳が聞こえませんが、正面を向いてゆっくり話してくれますか」と声をかける必要もなかったのです。しかし、大学生になって、自分から聴覚障がい者だと伝えていかないと聴覚に障がいを持っていることに気づかれず、早口で話されたり、正面を向いて話してもらえなかったため、コミュニケーションをとるということの大変さを、身を以て知ることができました。講義では情報保障を付けることもでき、飲み会などでは耳が聞こえないことを理解している先輩や友人、後輩がテイクをしてくれます。そのおかげで皆と話題を共有することができ、楽しく過ごすことができている。大学を卒業さえできればいいと思っていた私に、充実した学生生活をおくることができているのは、私を支えてくれている先生方、大学職員の方々、先輩、友人、後輩に恵まれたからです。また、熊本地震では近所の方々から聴覚障がいの私に情報を提供してくれたり、色々と助けてもらったことでコミュニティの大切さも知りました。わたしは、熊本大学で学ぶことができ、本当に良かったと思います。

■ノートテイクサークル

- ・何しているの？ …聴覚障がいのある学生が、健常者と同じように授業を受けることができるように支援するボランティアです！
- ・活動内容 …一緒に授業に入って、先生の言葉をパソコンで打ったり、ノートに書いたりして利用学生が授業の内容を理解できるように、手助けをしています！



人のためになることをしてみたいというそのあなた！ノートテイクは簡単に始めることができます（*^_^*）もっと知りたい！と思った方はぜひ下記へご連絡下さい！

ノートテイクサークルメンバーより

熊本大学 熊本大学 学生支援室 (Student Accessibility Support Room)

場所：黒髪北キャンパス 全学教育棟1階
 開室時間：月～金 8:00～17:15(祝祭日を除く。)
 TEL：096 (342) 2765, 2766
 HP: <https://sien.kumamoto-u.ac.jp/>

★学生支援室 副室長に副島弘文先生が就任されました。

〈障がい学生支援室のこれから〉

熊本大学に学生支援室が設置されて2年が経ちました。規則の整備や支援室の部屋の改修に始まり、支援の体制づくりと学内周知を図ってきました。支援室スタッフも揃い、学生支援部の協力をえて支援体制が整いました。直接の学生支援の他にバリアフリーマップを継続して作成中で、完成した分は支援室ホームページに掲載しています。現在、ノートテイクサークルの学生が耳の不自由な学生のためにボランティア活動をしてきています。今後、学生支援室では他の障がいにも対応できるように活動の幅を広げていきます。適切な支援を行うことだけでなく、支援をしやすい・受けやすい学内の雰囲気づくりも大切だと考えています。

学生支援室副室長 副島 弘文

〈バリアフリーマップについて〉

黒髪北キャンパス3棟(全学教育棟、文法棟、教育学部本館)のバリアフリーマップ作成作業が完了し、学生支援室のホームページに掲載しました。

トイレやスロープだけでなく、段差があり車椅子で行くには難しい箇所や、介助が必要と思われる箇所も分かるマップです。探したい施設のアイコン(各階マップの上部にあります。)をクリックすると、マップ上に赤いO印がつき、探しやすくなります。

また、多目的トイレのアイコンには、虹色のハートマークが付いています。多目的トイレは、身体障害者の方、性別違和の方、着替えをしたけど更衣室が近くにないとき等、いろいろな多目的に使っていただける場所です。その他AED、自動販売機の設置場所も表示してあります。この『バリアフリーマップ』は、多目的に使えるマップとして作りました。目的に合わせて自由にしてみてください。

今後、黒髪南キャンパスのバリアフリーマップも作成していく予定です。併せて、一緒にバリアフリーマップを作成してくれる学生サポーターの募集もしています！興味のある方は学生支援室までご連絡下さい。



《障がい学生支援の基本的な考え方》

現在熊本大学では、合理的配慮を含む障がい学生支援を行っています。大学における障がい学生支援ってなに？という方も多いのではないのでしょうか？そこで、今回は、「障害学生支援の原則」をご紹介します。



「成績評価のダブルスタンダードは設けない！」

「学生の自己に つながる支援を！」

「教職員の 理解と協力を！」

「学内の連携、 学外資源の活用！」

「各大学の個性を生かした支援体制！」

「質の高い教育を！」

「改善する姿勢！ 障を期すよりも」

参考文献： 独立行政法人日本学生支援機構 http://www.iasso.go.jp/zakusei/tokubetsu_shien_guide_kvouzai/chokaku_dvd/gaiyou.html #学校が障害学生を支援するための基本姿勢

詳細はこちら：

《学生支援室の活動状況》

■九州地区国立大学法人障害者支援に関する大学間連携プログラムに参加しました！

平成29年9月14日、九州大学箱崎キャンパスで開催された大学間連携プログラム平成29年度PCノートテイク基礎研修に、ノートテイクサークルの学生・学生支援室職員2名で参加しました。大学における障害学生支援の概要、パソコン文字通訳基礎についての講義を受け、その後、各大学での活動についても情報交換をすることができました。

■すずかけイベントセミナーで講演を行いました！

熊本大学教育学部附属特別支援学校より講演の依頼をいただき、平成29年9月28日、すずかけイベントセミナーにて、熊本大学における障がいのある学生への支援についてお話をさせていただきました。講演後はグループディスカッションにも参加させていただき、特別支援学校や小中学校の先生等、様々な立場で支援に携わられている方々と情報交換を行いました。



■文学部で合理的配慮の説明を行いました！

平成29年10月18日、文学部で合理的配慮の説明を行いました。障がいのある学生の合理的配慮について、基本的な考え方や具体的なプロセス、学部や学生支援室の役割について話をさせていただきました。多くの文学部教職員の皆様聞いていただき、貴重な機会となりました。

■オープンゼミで講演を行いました！

教育学部特別支援教育学科の古田先生に声をかけていただき、平成29年10月18日のオープンゼミにて、熊本大学における障がいのある学生の支援について授業をさせていただきました。授業を受けた学生からは、「初めて知ったこともあるので他の人にも教えてあげたい。」「知ることで障がいのある周囲の学生に優しくなれる。」などの感想をいただき、学生に知ってもらうことの大切さを感じました。

■後期 大学生のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)を実施しました！

前期に引き続き、平成29年10月16日から11月27日までの毎週月曜日の16:10~17:00、全6回(11月6日休み)の日程でSSTを実施しました。トレーニングの中では、実験時の役割決めや、初対面の人との会話等、普段の学生生活等におけるコミュニケーションの困り事について話し合い、解決方法を考えました。参加した学生さんからは、他の学生さんとも自分と同じようなことで悩んでいることが分かり、自分だけじゃないと思えた。アイデアをもらえて助かったとの感想をいただきました。

■ノートテイクサークル交流会(茶話会)を開催しました！

平成29年12月8日、交流会を開催しました！まず、部長さんから今年の活動の振り返りを発表してもらい、反省点や問題点を挙げて、解決方法をみんなで考えました。その後、これからの活動でやりたいこと、興味のあることについて意見交換をしました。

職員もノートテイクに挑戦してみました！

※今年3月25日に行われる熊本大学卒業式において、要約筆記(文字での情報保障)をノートテイクサークルで担当することが決定しました。

《SST(ソーシャルスキルトレーニング)ってなあに?》

学生支援室にて開催しているSST(ソーシャルスキルトレーニング)について紹介します！

SSTとは… ソーシャルスキル(社会生活を円滑に送っていくために役立つコミュニケーションや感情表現の方法)を身につけていくための練習のことです★

■SSTの流れ■

- ① 困ったことをあげる。
- ② ①の中から、本日の話題を決める。
- ③ 場面を設定する。
- ④ みんなから質問をする。
- ⑤ アイディアを出す。
- ⑥ アイディアの中から、自分に役立ちそうなものを選ぶ。
- ⑦ ロールプレイを行う。
- ⑧ 感想を共有する。

■平成29年度後期に実施に行ったSST■

【困ったこと】：3人以上の会話での立ちまわり方【場面設定】

- ・教室移動時や休み時間に教室でご飯を食べている時
- ・同級生で、席の前後や隣の人と話す場面
- ・相手とは他愛もない会話をする仲
- ・1対1での会話はできるが、集団になると自分が会話に入らなくて話が進むので、どうして良いか分からない。
- ・別の人に向かって話しをしていると感じられる時に、相手に反応するタイミングが分からない。
- ・自分が会話に入らないことで、相手に気を遣わせてしまうのではないかな…。

【アイディア】

- ・間を見つけて会話に入る。(間：会話がゆるゆりのペースの時、話題が変わった時)
- ・深い話題の時を避け、浅い話題の時に「それってどうなの?」と聞く。
- ・会話をしている方に視線を向けず相手をつう。(会話に入ろうとするメッセージを送る。)

■学生サポーター募集!!

学生支援室では、これまであったノートテイクサークルを拡大し、様々な障がいへの支援が提供できる体制を検討中です。そこで、サポートスタッフとして活動してくれる学生さんを募集しています。バリアフリーマップの作成やノートテイク等に興味のある方、誰かのためになりたいと思っている方、質問からでも大丈夫です。下記までご連絡下さい。

熊本大学 熊本大学 学生支援室 (Student Accessibility Support Room)

場所：黒髪北キャンパス 全学教育棟1階
 開室時間：月～金 8:00～17:15(祝祭日を除く。)
 TEL：096(342)2765、2766
 HP：<https://sien.kumamoto-u.ac.jp/>



★学生支援室は開設3年目に入りました

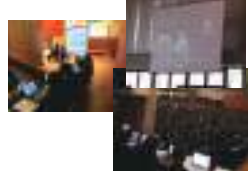
障がいの有無によって分け隔てられることのない「共生社会」の実現に向けた様々な施策が展開されたことを背景に、平成27年11月、熊本大学に設置された学生支援室も開設から3年目に入りました。学生の円滑な修学の基盤となる日常生活や社会生活に関する事柄も含めて模索し、それぞれの状況に合わせ、適切な配慮や支援について共に考えることができるよう心がけています。合理的配慮や支援を行う際に、学生はもちろん、教職員の皆さまと直接ご相談させていただく機会も増え、「学生支援室」についても多くの方に知っていただけているように感じます。高等学校までの教育とは大きく異なる大学という環境の中で、これまでになかった困り事を感じたり、周りの誰かがそれに気づくことがあるかもしれません。その時はいつでも「学生支援室」へご相談いただき、医師や臨床心理士、この春から新しくスタッフに加わったキャンパスソーシャルワーカー（熊本）、事務スタッフと共にお話を聴かせていただくことから始めていきたいと思っています。

★平成29年度卒業式・平成30年度入学式において要約筆記（文字通訳）を実施しました



要約筆記（文字通訳）を担当したのは「熊本大学学生サポートサークル（旧：熊本大学ノートテイクサークル）」です。熊本大学では、初めての試みとなりました。3月の卒業式、そして4月の入学式のため、メンバーは練習日を増やし、準備を整え要約筆記に臨みました。式典会場の袖にメンバーが座り、パソコンで要約筆記を行い、舞台上のスクリーンを使って文字通訳をしました。また、式典会場の外のスクリーンにもテロップ形式で文字を映し出しました。会場外では音声聞き取りにくい場所もあり、この文字通訳がたいへん役立ちました。

*要約筆記とは、文字を利用して音情報をきこえない人やきこえにくい人に伝え、その場にいるすべての人々の「場」への対等な参加を保障する「情報保障」の取り組みのひとつです。具体的には、対象学生が受講している席の横に座り、講師の言葉を文字に書き起こします。熊本大学学生サポートサークルは、この支援を行っています。



【合理的配慮の内容を決定する際の留意事項】

- 大学等が一方向的に決めるのではなく、障がいのある学生本人の意思決定を重視する。
- 障がいのある学生の困り感やニーズを丁寧に聴き取るとともに、大学等としてできること、できないことを伝えるなど、建設的な対話を重ねて双方が納得できる決定ができるようにする。
- 授業担当者や特定の教職員の個人判断ではなく、組織として最終決定を行う。
- 教育の目的・内容・評価の本質を変えない。成績評価のダブルスタンダードは設けない。
- 体制面、財政面において、均衡を失した、又は過度の負担を課さない。



平成30年3月、日本学生支援機構から『合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～』が発行されました！担当教職員の手引きとして、また障がいのある学生との面談時などに利用できるものとなっております。日本学生支援機構のHPから閲覧可能ですので、ぜひご覧ください！

《学生支援室の活動状況》

■要約筆記養成講座について

平成30年3月6日(火)、7日(水)、8日(木)3日間の日程で、「聴覚障がい」の理解のための講演・講義、実際に要約筆記を行うための実践練習を行いました。昨年までは、学生のみを対象として開催していましたが、「聴覚障がい」への理解を深めていただく上で参考になる内容ということで、今年は教職員も対象としました。参加者の「参加して良かった。」のお声をたくさんいただく事が出来ました。

*** 感想の一部を紹介します ***

- *「聞こえない」とはどういう状態なのかを、初めて知りました。ただ声や音が聞こえにくい（小さく聞こえる）だけ、大きな声で話せば伝わると思っていました。間違った理解でした。そこを理解していなければ、正しい支援は出来ないと思いました。（職員）
- *授業形式でのパソコン体験ができて、とても有意義な時間を過ごすことができました。（学生）
- *手話は文化であるという説明は、新たな概念でした。（職員）

学生支援室では、障がいへの理解を深めていただくために、今後もこのような機会を設けていきたいと考えております。ご関心のある皆さまに、是非参加していただけますようお願いいたします。

■前期 大学生のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）を開始しました！

学生支援室では、平成28年度より、およそ2回SSTを行っております。SSTはソーシャルスキル（社会生活を円滑に送るのに役立つコミュニケーションや感情表現の方法）を身につけていくための練習です。少し遅くなりましたが、今年度前期もSSTを開始しました！6月14日から7月19日までの毎週木曜日 14：50～16：00、全6回の予定です。気軽にアイデアを出し合える場にしていきたいと思います。途中参加も可能ですし、後期SSTも実施予定です。気になった方は、是非、学生支援室までご連絡下さい。

★『合理的配慮』をご存じですか？

文部科学省は、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会第一次まとめ(2012)」において、大学等における合理的配慮とは、「障がいのある学生が、他の者と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある学生に対し、その状況に応じて、個別に提供されるもの」と定義しています。平成28年『障害者差別解消法』の施行に伴い、各大学において障がいのある学生への支援体制が整備され、熊本大学でも、障害者基本法の基本理念に基づき、学生、並びに入学を希望する人の人権を擁護し、相互に人格と個性を尊重しながら、共に学び合うことを目指しています。各関係機関における研修や積極的な取り組み等により、障がいのある学生への支援が進展しつつあるものの、人員不足や合理的配慮の決定手順、紛争処理に係るプロセス等が十分に具体化されていないことや、対応に苦慮する現状も踏まえ、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会第二次まとめ（2017）」では、より具体的な対応方法に踏み込んだ内容について議論され、その内容について公表されています。

【各大学等が取り組むべき主要課題とその内容】

～文科省：障がいのある学生の修学支援に関する検討会（平成28年度）第二次まとめより～

- (1) 教育環境の整備
変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。
- (2) 初等中等教育段階から大学等へ移行（進学）
高等学校や特別支援学校高等部で提供されてきた支援の内容・方法等の大学への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。
- (3) 大学等から就労への移行（就職）
障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供すると共に、関係機関とのネットワーク作りが重要。
- (4) 大学間連携を含む関係機関との連携
地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。
- (5) 障がいのある学生への支援を行う人材の養成・配置
組織的な支援を適切に行うため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。
- (6) 研究・理解促進
教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対しての理解促進の取組も重要。
- (7) 情報公開
支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。



■全学教育棟多目的トイレに、「フィッティングボード（収納式替替え台）」を設置しました。

〈3ヶ所・・・日棟、E棟、F棟〉

多目的トイレは、身体障害者の方、性別違和の方、着替えをしたいけど更衣室が近くにないとき等々、いろいろな多目的に使っていただける場所です。「休憩用椅子」「荷物カゴ」も設置してありますので、用途に合わせてお使い下さい。



※普段は壁にたたんだ状態となっております。使用時は床に倒して使用して下さい。

■バリアフリーマップ製作中です！

現在、熊本大学学生サポートサークルの皆さんが中心となり、黒髪南キャンパス（理学部・工学部）のバリアフリーマップ製作を開始しています。実際に車いすに乗り、移動してみると、『ちょっと大変』『これがあると便利』という箇所が、続々と見つかっています。建物（施設）を利用しようとする方々にとって、その建物（施設）の情報はとても有用で便利となります。

障害の有無にかかわらず、すべての利用者が使いやすい大学となるように、まずは熊本大学の全キャンパスのバリアフリーマップの製作を目指し、頑張っています。

◆◆ サポートスタッフ募集!! ◆◆

学生支援室では、これまであったノートテイクサークルの活動を拡大し、様々な障がいへの支援が提供できる体制作りを進めています。名称を『学生サポートサークル』へと変更して活動中です。サークルでは、サポートスタッフとして活動してくれる学生さんを募集していますので、バリアフリーマップの作成やノートテイク、手話に興味のある方、誰かのためににかしたかと思っている方、質問からでも大丈夫です。下記までご連絡下さい。



熊本大学 熊本大学 学生支援室 (Student Accessibility Support Room)

場所：黒髪北キャンパス 全学教育棟1階
開室時間：月～金 8:00～17:15(祝祭日を除く.)
TEL：096 (342) 2765、2766
HP: <https://sien.kumamoto-u.ac.jp/>



熊本大学 学生支援室だより

~There is always light behind the clouds.~

★学生支援室だより第4号発行によせて

いよいよ2019年がスタートしました。皆様、新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。「学生支援室だより」も第4号の発行となりました。この「学生支援室だより」では、熊本大学において学生支援室がどのような支援を行っているかについて、わかりやすくお伝えしています。学生支援室のことや大学生の支援について、皆様を知っていただけるよう今年も頑張っていこうと思っております。

《学生支援室の活動状況》

■熊本大学男女共同参画推進フォーラムに参加しました

男女共同参画推進室よりご依頼いただき、9月20日(木)の男女共同参画推進フォーラムにおいて、LGBT等に対する本学での取り組みとして「旧姓・通称名及び別性使用の取り扱いについて」や「全学教育棟多目的トイレの環境作り」などを紹介しました。人は多様な性に生まれるものです。誰もが過ごしやすい環境となるよう、少しずつではありますが取り組みを進めていきたいと思ひます。(フォーラムの詳細は学生支援室ホームページをご覧ください。)

■薬学部合理的配慮説明会を開催しました

12月10日(月)、薬学部宮本記念館において医療系の先生方を対象に合理的配慮について研修会を実施しました。障がいのある方を取り巻く法律や熊本大学で行われている合理的配慮申請の流れや実例等を紹介し、意見交換も活発に行われました。

■ルーテル学院大学講演会へ参加しました

平成30年8月20日(月)、九州ルーテル学院大学よりご依頼をいただき、講演会「障がいのある学生の修学支援に関する講演会」に話題提供及びパネルディスカッションのパネラーとして参加させていただきました。「障がい学生支援室について」という題で、まず、学生支援室ではどのような支援を行っているかということを紹介しました。次に、支援の中には、学生のサポートが必要になることがあること、その学生サポートスタッフ育成の方法としてどんなことを行っているのか、ということを紹介し、学生サポートスタッフが「支援」について学び、成長しながら頑張っていることをお話しさせていただきました。

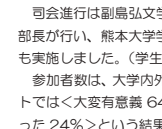
■後期SST(ソーシャルスキルトレーニング)『大学生のためのコミュニケーションスキル』が開催されました！

10月30日(火)から開催されたSST(全6回)に6名の学生の参加があり、大学生活を送る中で身近なコミュニケーション方法について学び、とても有意義な時間となりました。

■「平成30年度 熊本大学学生支援室FD・SD講演会」を開催しました



学生支援室では、信州大学教育学部教授の高橋知音先生をお招きし、「平成30年度熊本大学学生支援室FD・SD講演会」を10月31日(水)にくすの木会館にて開催しました。はじめに藤瀬昇学生支援室長より開会の挨拶を述べ、続いて井上寛子特任助教より熊本大学における障がいの学生の支援状況について報告しました。その後、高橋知音先生より「障のある学生への合理的配慮へ制度改正により教職員に求められること」についてご講演をいただきました。高橋先生からは、合理的配慮の基本的な考え方について具体的な支援について、実習や実験、演習授業、試験や成績評価などの例を用いて説明をしていただきました。質疑応答では多くの質問があり、高橋知音先生にはどの質問にも大変丁寧に答えていただき、合理的配慮への理解を深める大変良い機会となりました。



司会進行は副島弘文学生支援室副室長、開会の挨拶は河野美奈学生支援部長が行い、熊本大学学生サポートサークルによる要約筆記(文字通訳)も実施しました。(学生サポートサークルの皆さんはお疲れ様でした！)

参加者数は、大学内外の教職員、地域での連携組織である専門機関等を含め77名。アンケートでは<大変有意義64%・有意義36%>、<とてもわかりやすかった76%、わかりやすかった24%>という結果でした。

「この度の講演会で合理的配慮について、より深く理解できました。特に社会的障壁を取り除くことが重要なのだということがよくわかり勉強になりました。」「自分の授業の本質は何かを自分自身が問う、というきわめて重い課題を突きつけられたよい機会だった。」「具休例により大変わかりやすかった。支援を行う上での対話は改めて重要だと痛感した。」などの感想が寄せられました。

今回の学び

なるほど!!合理的配慮は、全ての学生が等しく学修する機会を与えられるようにと考えられたんだ。基本条件としては「①障のある学生から意思の表明がある」「②根拠資料がある」「③過重な負担でない」「④教育の目的・内容・評価の本質(カリキュラムで習得を求めている能力や授業の受講、入学に必要とされる要件)を変えない」ということなんだ!

合理的配慮は、学生の意思表示(所属学部へ合理的配慮を申請すること)から始まります。合理的配慮の内容は、建設的対話(合理的配慮検討会)により、『学生のニーズ』と『大学が出来ること』を調整して決定されます。「困っているけど、何を申し出たらよいかわからない」「どういう手続きをすればいいかわからない」という場合、学生支援室のスタッフが一緒に考えます。お気軽にご連絡又は来室してください。

★就活情報！一般雇用枠と障がい者雇用枠の違い、ご存じですか？★

《一般雇用枠》 (×リット)	《障がい者雇用枠》 (×リット)
<ul style="list-style-type: none"> 昇給がある 仕事の選択が多い (大学で学んだ専門性を活かせる可能性がある) (デメリット) 理解や配慮を得にくい (通院や体調が不安定なとき等何回も休みづらい) 苦しい仕事(マルチタスク、臨機応変さ) 求められることが多い 残業がある 転勤や部署異動がある 	<ul style="list-style-type: none"> 理解や配慮を受けながら働きたい 厚生労働大臣より認定された特別会社の場合は、障がいのある方が多く在籍し、安定して働けるよう指導員も配置される (デメリット) 正社員の求人が少ない、契約社員の求人が多い 給料がやや低いことがある 昇給が少ない可能性がある 希望する職種があるとは限らない (その他) 障がい者手帳(身体・精神・療育)の取得が必要

文部科学省「障のある学生の修学支援に関する検討会」第二次まとめにおいて、【就職において各大学等が取り組むべき課題】として、以下の項目があげられています。

- 職業観の涵養や自らの障がい特性、職業適性の理解、対処法の習得、権利擁護の知識や理解に関するプログラムの提供、障がいに配慮したアルバイトやインターンシップのための支援
- 就労形態の多様性や合理的配慮、相談機関や制度に関する情報提供
- 学内・学外(大学間、支援機関、就労先)の連携強化
- 支援内容の効率的な引き継ぎ

- ・発達障害者支援センター
- ・ハローワーク
- ・障害者職業センター
- ・若者サポートステーション
- ・市町村福祉課など



熊本大学就職支援課へ相談しながら、学生支援室でも就職に関する情報を取りまとめ、障がいのある学生へのインターンシップや採用試験に関する情報をお伝えできるように準備しておりますので、気軽にお尋ねください。

就職支援課の皆さんより

例年、3月頃より様々な企業説明会が始まります。本学でも職業適性診断テストやエントリーシート(ES)の書き方、面接対策等の就職準備講座や業界研究講座が開催されていますので、是非参加してみてください!まずは、KUMA☆NAVIのご登録から始められてはいかがでしょうか!

《熊本大学学生サポートサークル活動報告》

熊本大学学生サポートサークルでは「パソコンテイク」「バリアフリーマップ」「手話」の活動を行っています。その中で今回はバリアフリーマップ作成のリーダーの濱田さんからの報告を紹介します。

バリアフリーマップ作成部門では、毎週水曜の1限の時間帯にバリアフリーマップの作成作業を行っています。大学の構内を、車いすを押しながら周りスロープや段差、トイレの広さなどを確認し、気になったことや改善すべきことについてグループのメンバーで意見を出し合い、地図上に書き込んでいきます。

現在、黒髪北キャンパスと南キャンパスのマップがホームページ上に掲載されていますが、まだ完成ではなく改善すべき点が見つければ確認を行い、逐一変更するようにしています。普段歩いているだけでは気づかない少しの段差や斜面、扉の構造などが車いすの方には障壁になり得るのだと実感し、毎回学ぶことがとても多い活動です。

誰かの役に立ちたいと考えている人には、自らのバリアフリーへの関心が高まり、視野を広げることができると思うので、是非参加してほしいです。

■九州ルーテル学院大学集中講義へPCテイクの派遣を行いました!

九州ルーテル学院大学よりご依頼を受け、12月26日(水)~28日(金)に行われた医療心理学の集中講義においてパソコンテイクを行いました。九州ルーテル学院大学学生支援センターに登録され、日々パソコンテイクをされている学生と協力し、成し遂げられたという経験は、今後の学生サポートサークルでの活動にも力になっていくものだと思います。これを活かし、今年も積極的に取り組んでいきたいと思ひます。

■サポートスタッフ募集!!

学生支援室では、これまであったノートテイクサークルの活動を拡大し、様々な障がいへの支援が提供できる体制作りを進めています。名称を『学生サポートサークル』へと変更して活動中です。サークルでは、サポートスタッフとして活動してくれる学生さんを募集していますので、バリアフリーマップの作成やノートテイク、手話に興味のある方、誰かのために何かしたいと思っている方、質問からでも大丈夫です。下記までご連絡ください。

熊本大学 熊本大学 学生支援室 (Student Accessibility Support Room)

場所: 黒髪北キャンパス 全学教育棟1階
 開室時間: 月~金 8:00~17:15(祝祭日を除く。)
 TEL: 096 (342) 2765, 2766
 HP: <https://sien.kumamoto-u.ac.jp/>

熊本大学 学生支援室だより

~There is always light behind the clouds.~

~学生支援室だより第5号~

新元号「令和」が発表され、平成最後の時期を入学式、履修登録や授業のガイダンスと忙しく過ごし、大型連休が終わったところで、気づいたら2ターム目に入りました。ほっと一息される頃に、学生支援室だよりを手にして頂けたら幸いです。

《学生支援室の活動状況》

■ 遠隔情報保障システム「IT-TAC Caption」についての学習会を行いました。

平成31年2月18日(月)、筑波技術大学(茨城県つくば市)から、3名の先生方をお招きし、遠隔情報保障システム「IT-TAC Caption」についての学習会を行いました。「IT-TAC Caption」(ティーatak・キャプション)とは、パソコンノートテイクを遠隔地から行うためのシステムです。熊本大学で例えると、大江キャンパスで行われる授業を、黒髪キャンパスからパソコンノートテイク(支援)することが可能となります。このシステムを習得することで、可能な支援が増えることとなります。学生支援室では今後もこのような学びの機会を増やしていきたいと考えています。

■ 全学教育棟1階に〈多目的トイレ〉と〈B棟-C棟間のスロープ〉の案内標示(床・壁)を設置しました。

平成31年3月、全学教育棟1階A・B・E棟の床と自動ドアに〈多目的トイレ〉と〈スロープ〉の案内標示を設置しました。多目的トイレにはピクトグラムの案内標示を設置しました。



■ 平成30年度「要約筆記養成講座」を開講しました。

平成31年3月7日(木)、8日(金)2日間の日程で、「要約筆記養成講座」を開講しました。参加者は、学生15名、職員3名、他大学からの参加者2名の合計20名でした。1日目は「聴覚障害のことを知ろう」という演題で、聴覚障害とはどのような障害なのか理解を深め、行うべき支援について学びました。

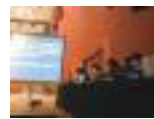


2日目は、実際にパソコンを使用しながらパソコンノートテイクの実技指導を受けました。パソコンノートテイクでは「IPトーク」というアプリを使うことや、その機能について学び、その後、1人入力・連携入力の実技指導が行われました。受講されたみなさん、とても楽しく学べたようです。この講座で学んだことを、どこかで活かしていただけたらと思います。

■ 熊本県立大学「学生指導のためのメンタルヘルス全学FD・SD研修」で講演を行いました。

熊本県立大学よりご依頼をいただき、平成31年3月15日(金)に、熊本大学における障がい学生の支援について、学生支援室の取り組みを中心に講演をさせていただきました。参加していただいた教職員の皆様からたくさんのお褒めをいただき、たいへん刺激となりました。

■ 平成30年度熊本大学卒業式・平成31年度熊本大学入学式において要約筆記を実施しました。



昨年度に引き続き、平成30年度熊本大学卒業式(平成31年3月25日挙行)、平成31年度熊本大学入学式(平成31年4月4日挙行)において、熊本大学学生サポートサークルのスタッフが要約筆記(文字通訳)を実施しました。3月の養成講座受講をきっかけに、学生サポートサークルでの活動を始めた学生さんが、テイクラーとして初参加しました。

■ 九州ルーテル学院大学の集中講義へ熊本大学学生サポートサークルよりPCテイクの派遣を行いました。

令和元年5月25日(土)、九州ルーテル学院大学よりご依頼をいただき、九州ルーテル学院大学の学生さんが受ける集中講義のパソコンノートテイクを、学生サポートサークルのスタッフがを行いました。パソコンノートテイク初挑戦のスタッフもいましたが、慌てることなく、落ち着いてパソコン操作が出来ていました。日頃の練習の成果を発揮出来たのだと思います。今回、実際のサポートの現場に関わったことで、たくさん学びを得られたようです。この経験を活かし、よりよいサポートを目指して活動に取り組んで欲しいと思います。

ミニ知識

睡眠、取れていますか？

学生さんから「眠れない」「屋夜が逆転してしまっ」「起きられなくて授業に間に合わない」などのご相談があります。睡眠は心身にとってとても大事ですが、自分でコントロールするのは意外に難しいですね。下の表は、厚生省が掲載している睡眠対策情報です。参考にしてみてください。「もっと具体的な方法が知りたい」「対策しても眠れない」「生活リズムがくずれて大学の授業に出席できない」とお困りの方は、お気軽にご相談ください。

1. 良い睡眠で、からだも心も健康に。
2. 適度な運動、しっかり朝食、ねむりとめぎめのメリハリを。
3. 良い睡眠は、生活習慣病予防につながります。
4. 睡眠による休息感、こころの健康に重要です。
5. 年齢や季節に応じて、ひるまの眠気や困らない程度の睡眠を。
6. 良い睡眠のためには、環境づくりも重要です。
7. 若年世代は夜更かし避けて、体内時計のリズムを保つ。
8. 勤労世代の疲労回復・エネルギーアップに、毎日十分な睡眠を。
9. 熟年世代は朝晩メリハリ、ひるまに適度な運動が良い睡眠。
10. 眠くなってから寝床に入り、起きる時刻は遅らせない。
11. いつもと違う睡眠には、要注意。
12. 眠れない、その苦しみをかかえずに、専門家に相談を。



★ ご存じですか?合理的配慮? ★

障がいのある学生が合理的配慮の提供を求めている場合はそれを尊重し、建設的対話による合意形成を図るとともに支援に取り組むことが求められます。今回は、合理的配慮の内容および指導方法など、『障害者差別解消法』において求められる内容から「コミュニケーション上の困難」の例についてご紹介します。

《修学において起こりがちなコミュニケーション上の困難の例》

- ・ 先生から言われたことを正確に理解できずに、指示どおりに行動できず、指示とは異なる行動をしてしまったり。
- ・ 会話の細部にこだわってしまい、本質から外れたやりとりをすることがある。
- ・ 良好な対人関係を構築することが難しく、集団から孤立してしまう。
- ・ 休講や教室変更、学外実習等予定外の出来事に対して、スムーズに行動を切り替えられない。
- ・ 他者の表情や感情等の読み取りが難しく、場にそぐわない発言や周囲の人の気分を害する言動をしてしまったり。

試験時の配慮

試験問題、レポート課題において、問題文は、あいまいな表現を避け、明確な表現を心掛け、回答方法を例示する。

授業時の配慮

- ・ 授業中の支援機器の使用を許可。
- ・ 受講しやすい座席を確保。
- ・ グループディスカッションでは、挙手してから順番に発言するなどの基本的な(暗黙的)ルールを確認し必要に応じて発言内容を板書する。
- ・ 実験・実習授業において、必要に応じて追加のマニュアル等を準備。
- ・ 学外実習授業等において、事前に実習施設を見学する機会を設ける。

その他

- ・ 会話の伝わりにくさを感じる場合、主語述語等を省略せずに、5W1Hを明確にした、より直接的な表現を使う。
- ・ 口頭で伝わりにくい場合、文字や図を書いて説明する。
- ・ 休講等予定が変更される場合に情報を確認しやすい手段をあらかじめ相談して決めておく。
- ・ コミュニケーションスキルの支援を提供している学内の専門部署や学外の支援機関を紹介。

*提供される配慮は、「授業の本質や到達目標の変更を要しない」等の考えに即して提供されるため、可能な配慮内容は授業によって異なります。熊本大学では、合理的配慮は一連のプロセスを経て実施されていますので、詳しくは学生支援室のHPをご覧ください。直接お問い合わせください。

<https://sien.kumamoto-u.ac.jp/>

《熊本大学学生サポートサークル活動報告~サポーター学生さんより》

■ 九州大学に行ってきました!

平成31年2月15日(金)、私たちは九州大学のバリアフリーマップの作成風景を見学するために九州大学(九州大学障害者支援ピア・サポーター)を訪ねてきました。作成風景を見学するにあたって気づいたことは、九州大学障害者支援ピア・サポーターの中に、普段、車イスを使用している学生がいて、積極的にバリアフリーマップの作成活動に参加される姿を見て、私たちが負けないようなバリアフリーマップを作成したいと思いました。今回の訪問は、とても良い刺激となり、これを活かして、今年度も張り切って活動していきたいと思っておりますので、ご期待ください。(2年; 福島)

■ 要約筆記養成講座に参加しました!

平成31年3月7日(木)・8日(金)に開催された要約筆記養成講座に参加しました。音の聞こえ方の違いや、そもそも音を文字で伝える文字通訳とはどういうことかについて学びました。要約には必須の略し方や逆に絶対に書かなければならないポイントなど重要なことを学ぶことができました。(2年; 木村)

■ 九州ルーテル学院大学にPCテイクの支援に行ってきました!

令和元年5月25日(土)、九州ルーテル学院大学よりご依頼をいただき、集中講義におけるパソコンノートテイクの支援に行ってきました。

2年生、4年生合わせて7名で1限~4限までの講義を分担して行いました。個人に対してのテイク活動は2年生にとっては初めてとなりましたが、無事に情報保障を行うことが出来ました。反省点もあったため、見直しを行い、今後の活動や練習の参考にしていきたいと思います。(2年; 木村)

■◆ サポートスタッフ募集! ■◆

学生支援室では、これまであったノートテイクサークルの活動を拡大し、様々な障がいへの支援が提供できる体制作りを進めています。名称を『学生サポートサークル』へと変更して活動中です。サークルでは、サポートスタッフとして活動してくれる学生さんを募集していますので、バリアフリーマップの作成やノートテイク、手話に興味のある方、誰かのために何かしたいと思っている方、質問からでも大丈夫です。下記までご連絡ください。

熊本大学 熊本大学 学生支援室 (Student Accessibility Support Room)

場所: 黒髪北キャンパス 全学教育棟1階
 開室時間: 月~金 8:00~17:15(祝祭日を除く。)
 TEL: 096(342)2765, 2766
 HP: <https://sien.kumamoto-u.ac.jp/>

熊本大学 学生支援室だより

~There is always light behind the clouds.~

~学生支援室だより第6号~

平成27年11月、熊本大学に（障がい）学生支援室が開設され4年余りが経過しました。この間、障がいの有無に関わらず多くの学生さんたちが修学場面で悩み、学生支援室を利用してくれています。その内訳をみてみると、全国と比べ、熊本大学では精神障がいや発達障がいを抱えた学生さんたちの利用割合が高く、病弱・虚弱（慢性的な内科疾患）の学生さんたちの割合が高い傾向にあります。また、合理的配慮を申請している学生数も年々増加傾向にありますが、全体の利用者数から見るとそれは一部であり、むしろ配慮以外の対応の方が多い状況です。このことは、合理的配慮の準備にあたる学生さんたちが多く存在していることを意味しているものと考えています。

一方、合理的配慮が実施されるのは各学部における修学場面であり、配慮の有無にかかわらず、熊本大学の多くの教職員の皆さんが学生指導において苦慮されているのも見聞きしています。文科省としても、わが国の高等教育機関に在籍する障がい学生数が増え続けることを予想しており、今後この分野における支援の充実が求められています。そこで、熊本大学としても各学部における障がい学生支援の体制整備が急務だと考えています。どうぞ引き続き、修学場面で悩んでいる学生および教職員の皆さんは遠慮なく学生支援室をご利用ください。



学生支援室長 藤瀬 昇

《就職情報！☆3月は熊大から就活スタート☆》

2020年の採用選考活動については、企業側も学事日程等、特にオリパラオリンピック開催を受け、宿泊施設の確保が困難になること等の事情に十分配慮し準備するなど、例年とは少し異なり、企業側の努力も必要だと言われています。学生支援室では、少しでも就活を始める皆さんのお役に立つことができればと思い、就職支援課の方より提供いただいた情報や、就職支援課主催で行われる様々な取り組みについても掲示しています。障害者雇用枠での就職情報や実際に求人票を閲覧することもできますので、どうぞお気軽にお尋ねください。



- ・『業界研究講座』12月~1月9日
- ・『就活スタートセミナー』学内に企業説明会(132社)公務員説明会(29官公庁)3月3日~23日
- ・『模擬面接会』2月12日~14日
- ・『熊本県・福岡県就職希望者向けガイダンス』1月15日



《合理的配慮・障がい種別について》

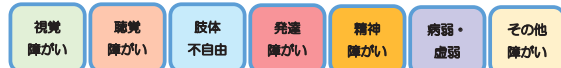


熊本大学では、障がいのある学生へ合理的配慮を行っています。「困っているけど配慮の対象に入るのかな？」と思うことがあるかもしれません。今回は、「合理的配慮・障がい種別について」ご紹介し、その中でも「病弱・虚弱」および「その他障がい」を取り上げて説明します。

大学等における合理的配慮の定義

『障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの』であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」(障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告 第一次まとめ)

◆障がい種別



◆「病弱・虚弱」および「その他障がい」について

「病弱・虚弱」とは、慢性的な呼吸器疾患、腎臓疾患、神経疾患、悪性新生物、その他法令で定める疾患及び身体強弱の状態が長期間にわたる、または長期間にわたる見込みのもので、医療や生活規制が必要となるものです。

主な疾患: てんかん、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー・アナフィラキシー、ネフローゼ症候群・慢性腎臓疾患、インスリン依存性糖尿病、悪性新生物

対応・配慮の例: 緊急時対応マニュアルや連絡網の整備、主治医との連携、代替授業や代替課題等、レポート提出等の代替措置等、活動制限に配慮した授業内容や方法の工夫

例

- ・ 高次脳機能障がい
- ・ 様々な機能障がい
- ・ 書信(ジストニア)
- ・ 性別違和 など

(※性別違和は障がいはありませんが、配慮の対象です。)

※当てはまるすべての学生が配慮が必要なものではありません。

※記載している障がいや支援はほんの一部です。また、提供できる支援や配慮は、障がいの程度等や授業の内容・目的によって異なります。

※支援や配慮には手続きが必要な場合があります。学生支援室をお訪ねください。

《学生支援室の活動状況》

■「オープンキャンパス2019」に参加しました

令和元年8月3日(土)「オープンキャンパス2019」に学生支援室が参加しました。相談にいらした現役の高校生にとって、初めての大学訪問ということもあり緊張もされていた様子でした。学生支援室での取り組みや、本学にて実施している合理的配慮の例を紹介し、ご自身の障がいに対して、具体的にどのような配慮を受けられるか等のお尋ねも多かったです。学生支援室として初めての参加となりましたが、今後も受験生の皆さんが進路選択をされる際の参考になるよう、参加していきたく思います。



参加希望の高校生から要請があり、情報保障支援を行いました。模擬授業ではパソコンノートテイク支援、研究室訪問では手書きテイクでの支援を行いました。(写真は、模擬授業の様子です。)

テイクの実施は、学生サポートサークルが行いました。

■「令和元年度 熊本大学学生支援室FD・SD講演会」を開催しました

令和元年10月30日(水)「令和元年度 熊本大学学生支援室FD・SD講演会(大学として、そして一教職員として:何を、どうしたらよいのか? ~合理的配慮の実践を考える~)」を開催しました。講演会には、学内外の教職員・スタッフ67名が参加し、長崎大学障がい学生支援室「アシスト広場」ピーター・バーニク先生による合理的配慮の実践についての講演があり、大学として、教職員として、それぞれの立場で出来ること、また、試験や実習等の場面における合理的配慮実践の具体例の紹介等がありました。参加者からは、具体的な事例紹介がとても分かりやすく、参考になったとの感想がたくさん寄せられました。



講演会場では、情報保障として熊本大学サポートサークル学生による要約筆記(文字通訳)を実施しました。

■教養教育の授業において、学生支援室が講義を担当しました。

令和元年12月17日(火)、教育学部の古田先生が担当されている『現代教育を考えるa』の授業にて、合理的配慮や、その他の学生支援室で行っている取り組みについてご紹介させていただきました。

■合理的配慮の説明会についてのご案内

障がい学生支援に関して周知を図っていきたくと考えています。ご要望があった部局には、合理的配慮の説明会に出向いています。今年度は法学部にお邪魔しました。ご希望があれば、何処にでも出向きますのでどうぞ遠慮なくお声かけください。

《熊本大学学生サポートサークル活動報告~サポーター学生さんより》

■テイク交流会

令和元年9月18日(水)13:00~15:00九州ルーテル学院大学の学生さんと、熊本大学学生サポートサークルのノートテイク交流会を開催しました。(九州ルーテル学院大学から7名、熊本大学学生サポートサークルからは5名の参加でした。)基本的には、学内での活動が多いテイクにとって、他大学との交流はとても貴重です。互いのサークルでの普段の活動や練習方法、具体的な支援の流れなどの情報を共有し、大変有意義な時間となりました。



■紫熊祭



熊大学生サポートサークルとして初めて紫熊祭に参加しました！皆で協力し、美味しいキーマカレーとナンを販売し、開催された3日間の全日程で完売となるほどの大盛況を博しました。楽しかったです！

■ルーテル学院大学 T-TAC Caption

令和元年12月7日(土)、T-TAC Caption を利用した遠隔での情報保障を、初めて実際の講義においてテイクを行いました。今回は熊本大学にしながら、九州ルーテル学院大学での講義をリアルタイムでテイクするという形でした。細かなトラブルはあったものの、概ね成功したと思っています。自分の大学にしながら、他大学の講義の情報保障を行うことができるのは、大きな進歩であり、活動の幅を広げるためにも、今後も活用していきたくです。

■◇ サポートスタッフ募集! ■◇

学生支援室では、これまであったノートテイクサークルの活動を拡大し、様々な障がいへの支援が提供できる体制作りを進めています。名称を『学生サポートサークル』へと変更して活動中です。サークルでは、サポートスタッフとして活動をしてくれる学生さんを募集していますので、バリアフリーマツの作成やノートテイク、手話に興味のある方、誰かのために何かしたいと思っている方、質問からでも大丈夫です。下記までご連絡ください。



熊本大学 Kumamoto University (Student Accessibility Support Room)

場所: 黒髪北キャンパス 全学教育棟1階
 開室時間: 月~金 8:30~17:15(祝祭日を除く。)
 TEL: 096 (342) 2765, 2766
 HP: <https://sien.kumamoto-u.ac.jp/>

～学生支援室だより第7号～

在学生および教職員の皆様、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で様々なご苦労を感じていると思います。授業によってはオンライン授業が継続されるようですね。そこで今回は、オンライン授業における合理的配慮について、学生が体験する困難と困難に対する対応例をご紹介します。

《オンライン授業における合理的配慮の例》

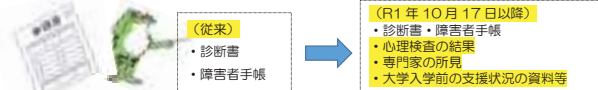
困難例	聞くことの困難	見ることの困難	筆記や操作、会話の困難
<ul style="list-style-type: none"> 音声が届かない 注意が向けられない 動画の雑音が気になり集中できない 	<ul style="list-style-type: none"> 資料がみえない 「ここをみてください」と言われても、「ここ」がどこかわからない 	<ul style="list-style-type: none"> ノートをとることが困難 パソコン操作に時間がかかる 音声の聞き取りや、発話が困難 	
支援や配慮の例 遠隔PC契約筆記の配置や、音声文字変換アプリの使用 テキストデータでの資料提供 (PC読み上げ機能などで学生が音声出力できるよう) 字幕挿入 図や画像を提供するときは、言葉の説明をつける 講義の説明原稿の提供 指示詞のみで説明をしない 動画収録は、空調機などから離れた場所で行い、マイクの音量を少し下げ大きく発声する 動画教材等には十分な公開期限を設定する 筆記試験や課題提出、発言の方法について、事前に学生と話し合う 事前に授業で使用する資料を提供する ゆっくり話す			

※：「オンライン授業における合理的配慮について」(九州大学 田中真理先生) 『障害のある学生の受講を想定した遠隔授業の対応について』(筑波大学 DACセンター)

これらの例はほんの一例です。情報の管理や生活時間の管理などで困りだという学生さんの声もたくさん聞かれます。困りの際は、学生支援室をおたずねください。

《熊本大学における障がいのある学生等に対する合理的配慮対応指針》が改訂されています！

令和元年10月17日、学生支援室運営委員会において、『熊本大学における障がいのある学生等に対する合理的配慮対応指針』の一部が改訂されました。合理的配慮申請手続きにおいて申請書類及び診断書等(障害者手帳の写し可)の提出が必要とされていましたが、心理検査の結果等が追加され、根拠資料の幅が広がりました。修学面で不安があり、合理的配慮について相談してみたいと思っていたが、診断を受けたことはないという方も、まずは学生支援室にご相談ください。



《学生支援室の活動状況》

■ 各部局の教職員と学生支援室関係スタッフで合理的配慮に関する意見交換会を実施しました

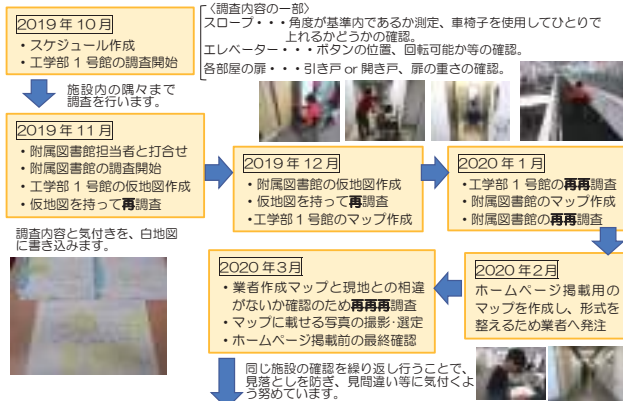
各部局の教職員の皆様と、令和2年3月に意見交換会を実施しました。今回は3回に分けての実施となりましたが、それぞれの会で障がい学生支援の現状や課題を共有することができ、大変貴重な機会となりました。意見交換会の内容については、今後会議体等で報告し、障がい学生支援の体制整備につなげていきたいと思います。

■ 文学部にて、合理的配慮についての説明を行いました。

令和2年4月15日、文学部教授会にて合理的配慮についての説明を行いました。今年度も引き続き合理的配慮の理解、周知のための活動を行っていきたく考えておりますので、ご希望の部局は是非ご連絡ください。

■ バリアフリーマップ作成について

学生支援室では、学生サポートサークルと共同で、熊本大学のバリアフリーマップを作成しています。授業等での使用頻度が高い建物を中心に、現在までに9棟のバリアフリーマップを作成、ホームページに掲載しています。どのような方法で作成しているのか、令和元年10月～令和2年3月間に作成した「工学部1号館」と「附属図書館」の作成を例に、ご紹介いたします。



ホームページ掲載 <https://sien.kumamoto-u.ac.jp/bfmap/>

大学の施設は、使用する用途により変化します。そのため、バリアフリーマップに完成はせず、アップデートを続けていかなければなりません。たくさんの方に使っていただけるバリアフリーマップを作りたいと思いますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

《就職情報★新型コロナウイルスの影響で就活はどうなる??》

(～就職支援課より～)

新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、学内や学外の就活イベントの多くが中止や延期となりました。就職活動中の学生の皆さんは不安に思われた方も多かったことと思います。採用活動をストップしていた企業も多いので、今年の就活は後ろ倒しになっているようです。企業の中には会社説明会をWEBで実施しているところもあります。選考にWEB面接を取り入れている企業も多いようです。これからの就活のポイントをお知らせします。

【就活中の皆さんへ、これからの就活4つのポイント！】

- ・KUMA★NAVIや就活ナビサイト、就職支援課等で情報収集する。(追加、継続募集情報等あり)
- ・気になる企業には早めにエントリーする。エントリーしておけば、企業から説明会等の連絡があります。
- ・WEBでの説明会、面接用に教室を借りる。就職支援課の窓口で予約してください。
- ・エントリーサイトの添削、面接の練習に「キャリア相談」を利用する。予約はKUMA★NAVIから。

【学部3年、修士1年の皆さんへ】

2022卒向け就職ガイダンス「就職活動を始めるにあたって～今から準備すべきこと～」

開催期間：6月10日～7月10日

閲覧方法：こちらのURLからmoodleにアクセスして閲覧してください

<https://md.kumamoto-u.ac.jp/course/view.php?id=84693>

QRコードからもアクセスできます



ミニ情報

新型コロナウイルス感染症流行時の心のケア

いつもと異なる状況において、いつもと違う心の反応が表れるのは正常なことです。

- ★信頼している人と話しましょう
- ★健康な生活習慣を維持しましょう
- ★動揺するようなメディア情報を見たり聞いたりする時間を減らしましょう
- ★過去の苦しかった時のコントロール法を用いてみましょう

※参考：感染症流行時の心理的援助に関する情報(新型コロナウイルス感染症の流行時の心のケア Version 1.5) ご自身の対処が困難な場合もあります。ささいなことでも学内の相談窓口をご利用ください。

《熊本大学学生サポートサークル活動報告～サポーター学生さんより》

■ 九州大学を訪問しました！

令和2年2月14日、九州大学のピアサポートサークルと交流学習会を行い、お互いの活動について情報交換を行いました。九州大学では、「色」について非常に強いこだわりを持っており、カラーパリアフリーマップや、より多くの人にとって見やすい掲示物の作成に取り組んでいました。視覚に関する支援を当サークルでも行う際の参考にしたいと考えています。両大学間での交流会は、昨年から始まり今回で2回目でしたが、今後もより良い学生支援活動を行うため、交流学習会を続けていきたいです。

■ UDトーク学習会(オンラインレッスン)を行いました。

令和2年6月12日・19日、聴覚障がい者に向けた情報支援に使われるUDトークについての学習会を行いました。UDトークはリアルタイムの字幕配信をオンラインで行うアプリで、既にある際の支援の場で導入されています。2週にわたって学習会が開催され、1週目は使用にあたっての基本的な知識確認、2週目は実際に利用しての演習(修正作業)を行いました。UDトークは文字の入力(認識)を自動で行うため、支援者側の負担を小さくしつつ質を落とさず支援することが可能になるので、有効に活用していきたいです。学生サポートサークルでは定期的に、基礎的な知識を学ぶことのできる学習会を行い、様々な支援を模索しています。誰でも参加できますので、「まずは学習会だけでも」という方も、気軽にお越しください。

■◇ サポートスタッフ募集!! ◇■

学生支援室では、これまであったノートテイカーサークルの活動を拡大し、様々な障がいへの支援が提供できる体制作りを進めています。名称を『学生サポートサークル』へと変更して活動中です。サークルでは、サポートスタッフとして活動してくれる学生さんを募集していますので、バリアフリーマップの作成やノートテイク、手話に興味のある方、誰かのために何かしたいと思っている方、質問からでも大丈夫です。下記までご連絡ください。

熊本大学 Kumamoto University (Student Accessibility Support Room)

場所：黒髪北キャンパス 全学教育棟1階
 開室時間：月～金 8:30～17:15(祝祭日を除く。)

TEL：096 (342) 2765, 2766
 HP: <https://sien.kumamoto-u.ac.jp/>



~学生支援室だより第8号~

新年おめでとうございます。昨年から大変な状況が続いておりますが、今年が皆さまにとって笑顔の多い、いい年になりますよう心からお祈り申し上げます。

学生支援室では、感染対策を行いながら支援を継続しております。体制に変更が生じた場合はホームページにてお知らせいたします。変化の多い年ですので、お困りの際は気軽に相談ください。今年もどうぞよろしくお祈り申し上げます。

《学生支援室の活動状況》

■ オープンキャンパス2020

熊本大学のオープンキャンパス2020は、新型コロナウイルスの拡大を防ぐためにバーチャルで行われました。学生支援室も、「Zoomによるオンライン個別相談会」「動画公開」という形で参加を行い、本学の障がい学生支援についてご紹介しました。参加者からは、実際の配慮についてたくさんのご質問をいただきました。相談会に参加できなかった方にも見ていただけるよう、動画は引き続きホームページに掲載していますので、ご覧いただければ幸いです。



■ 法学部にて、障がい学生への対応についてミニレクチャーを行いました

令和2年9月16日(水)、法学部にて合理的配慮を利用している学生への対応についてミニレクチャーを行いました。法学部の先生方からのご希望により、学生対応の実際や気をつけている点について、個人が特定されない形で、より踏み込んだお話をさせていただきました。

合理的配慮や障がい学生の対応について、引き続き周知を行っていききたいと思いますので、ご希望の部局は是非ご連絡ください。

■ 令和2年度学生支援室FD・SD講演会を開催しました

令和2年11月17日(火)学生支援室ではFD・SD講演会をZoomによるオンラインで開催しました。本講演会は、教職員が合理的配慮の理解をさらに深めるとともに、障がいのある学生への支援を円滑に行うためのスキル向上を目的に、本学教職員に加え、今回は学生も参加して行われました。

講演会は65名の参加申込みがあり、学生支援室の井上寛子特任助教による本学の障がい学生への支援状況の報告に続いて、筑波大学人間系佐々木銀河准教授による「大学における発達・精神障がいのある学生への合理的配慮等の支援」



佐々木准教授によるオンライン講義の様子

について」のタイトルで、発達障がい学生に可能な配慮や支援の事例紹介、教育の本質を明確にする配慮の検討がしやすいこと、コロナ禍で支援に変化が生じていることなどを分かりやすくお話し頂きました。

参加者からは、就職活動の支援や合理的配慮に関する意見交換会の実施状況など筑波大学の取り組みへの質問が多く寄せられ、今後の本学での障がい学生支援での課題解決に大いに役立つものとなりました。

■ SUN-Kuma(Support University Network Kumamoto)活動報告

九州ルーテル学院大学のパソコンテイク等の支援を行っている学生と、本学学生サポーターサークルの学生との交流会「SUN-Kuma 交流会」を行いました。2018年10月より、九州ルーテル学院大学サポータールームと本学学生支援室は、毎月1回の会合を開催し、障がい学生のサポートについて情報交換を行い、お互いに協力出来る体制の構築に力を入れています。

昨年度に引き続き、今年度も学生同士の交流会を行いました。新型コロナウイルスの感染予防の観点から対面ではいきませんでした。Zoomを利用して、それぞれの自己紹介や活動報告などを行い、今ならでの交流が楽しめたようです。



■ サポートスタッフが動画に字幕を付けました！

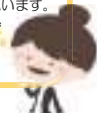


字幕をつけた動画の一部

障がい学生支援について紹介する動画に、学生サポートサークルのスタッフが字幕を付けました！動画編集ソフト(Corel VideoStudio X10)を利用し、文字の色や配置など、「どうしたら見やすくなるか」工夫をしながら完成させました。学生支援室のホームページ(動画で紹介!)に掲載しておりますので是非ご覧ください。

就職支援様より

R3年1月から、就職支援課主催の各種イベント詳細をお知らせして行く予定です。3月1日~3月5日(3月4日は熊本県内企業)は企業説明会を実施します。参加には、KUMA★NAVIから予約が必要になりますので、KUMA★NAVIへ登録いただければと思います。他にもキャリア相談の予約や求人、インターンシップ情報もみることが出来ますので是非ご利用ください。



支援室を利用していた卒業生に、大学生生活を振り返ってコラムを書いていただきました。大学生活の中で悩んだことや努力したこと、悩んでいる人へのメッセージをもらいましたので是非読んでいただければ幸いです。

《コラム》

私は、本年度の9月に熊本大学を卒業しました。在学中は楽しい思い出がある一方で、うまく行かず苦勞した経験も多々あります。

そこで、このコラムを読む学生の皆さんに少しでも学生生活の参考になればと思い、私の経験を元に、今回筆を執らせていただきました。拙い文章ですが、日々の中で不安を抱えている人の一助になれば幸いです。

大学2年次の頃、人間関係のトラブルをきっかけに、講義の最中に顔色を何度も言われたことがあります。そこから「今も後ろで誰かに何か言われているのか」と常に思うようになり、結果として大学に通う頻度が次第に減少していききました。当時、家族や仲の良い友人にはいましたが、自分の悩みを打ち明けようにもなかなか言い出せず、抱え込んでしまえば長らく続きました。大学生になったことで、精神的に自立した人間でいなければならないという気持ちが強く、そのせいで自分の弱さを誰かにさらけ出すことをためらってしまっただけだと思います。

大学の講義と卒論に加え、サークル活動が現役として最後であった3年次や就職活動に奔走した4年次はより大変でした。3年の冬頃に家族に自分の状態を伝えて、以後卒業に向けて努力しましたが、それでも多人数の教室に入る勇気がなく、講義を受けない日が何度もありました。その結果、学業における成績が振るわず、当時の内定先にも迷惑をかけてしまいました。

その後、大学を卒業するかどうか悩みましたが、これまでの努力を無駄にしたいくないという思いが強く、やはり卒業したいと考えるようになりました。ただ私一人だけでは大学を卒業できるか、改めて就職が無事成功できるのか不安があったことも事実です。

どうしようか迷った末に、目にとまったのが大学の学生支援室でした。大学のサイトやパンフレットの内容を見ると、授業に出られないほかにスケジュール管理が難しいなどの悩みを持つ学生向けに修学の配慮や生活支援を行うと記載されていました。今後の学生生活に不安を抱えていた私にとって、学生支援室はとても気になる場所でした。

実際に学生支援室で話したときに、最初は自分の悩みがきちんと伝えられるか、理解してもらえるか緊張でいっぱいでした。しかし、相談に応じてくれた職員の方々は優しく対応してくださり、とても話がしやすかったです。

話を進めていく中で、合理的配慮による受講のための措置を取りらしてくれたり、メンタルクリニックや精神科のある病院の候補を見繕ってくれたり、就職活動に関する相談などさまざまな支援を講じてくれました。そのため一人で抱え込んでいた時期と比べて負担が大幅に減り、気持ちが楽になる時間が増えました。春から夏の間、オンラインでの講義や就職活動を行う一方で、定期的な話を聞いてもらうことで冷静かつ理論的に物事を伝えられるようになったかと思っています。

学生支援室のサポートのおかげで、講義が受けやすくなっただけでなく就職活動にも前向きに取り組めるようになりました。前期のうちに単位を取りきることができ、秋に無事卒業できたのは自分の力だけではありません。周りの力添えあって、初めて達成できたことだと実感しています。

大学卒業後の現在は熊本市発達障がい者支援センター「みなわ」が引き継ぎ、就職活動中や活動後のケアに関する話を進めている途中です。

本年度の学生生活を振り返ると、自分が苦しいときに最も重要なのは誰かに「助けて」と声を出すことだと改めて思いました。私自身、長らく自分の弱さをさらけ出すことができず、そのせいでより悩んでしまうときが何度もありました。しかし、一歩踏み込んで身近な人物、あるいは公的な組織などに思いを打ち明けて助けてもらうことで、はるかに楽に生きることができたと感じています。私と似たような悩みを抱える方ももしもいるならば、気軽に誰かを頼ることで、本来の自分の実力をより発揮できる状況が生み出せるのだと強く訴えたいです。

ありがとうございました◎！

《ウェブコラムのご紹介》



学生支援機構ホームページより

日本学生支援機構が、障がい学生の支援に関する大学等の対応について、ウェブコラムを発信しています。「同等な機会の提供とは」「教材、授業、試験等における情報保障」「就職支援について」など、架空の事例を用いて分かりやすく説明されています。学生支援機構のホームページより「ウェブコラム」で検索してご覧ください！

■◇ サポートスタッフ募集! ■◇

学生支援室では、これまであったノートテイクサークルの活動を拡大し、様々な障がいへの支援が提供できる体制作りを進めています。名称を『学生サポートサークル』へと変更して活動中です。サークルでは、サポートスタッフとして活動してくれる学生さんを募集していますので、パリアフリーマップの作成やノートテイク、手話に興味のある方、誰かのために何かしたいと思っている方、質問からでも大丈夫です。下記までご連絡ください。



熊本大学 熊本大学学生支援室 (Student Accessibility Support Room)

場所: 黒髪北キャンパス 全学教育棟1階
 開室時間: 月~金 8:30~17:15(祝祭日を除く。)
 TEL: 096 (342) 2765, 2766
 HP: <https://sien.kumamoto-u.ac.jp/>

6. 修学支援機器・図書一覧


修学支援機器一覧




主領域＝視：視覚障がい 聴：聴覚障がい 学：学習の困難 運：運動の困難
共：共通 他：その他

2022年1月28日現在

番号	支援機器名	主領域	数量	主な用途	写真
001	Bluetooth(ワイヤレスキーボード)	共	1	折りたたんで、持ち運べるiPad用キーボードです。	
002	ICレコーダー	共	2	授業の録音等に使用します。4GB 最大録音時間リニアPCM 44.1kHz/16bit 5時間20分 バッコンとUSBダイレクト接続できます。	
003	車椅子	共	1	アルミ製スタンダード車イス(自操型)です。耐荷重100kg 前座高:435mm 座幅:400mm	
101	デスクルーパー	視	1	3.5倍拡大ルーペです。	
102	LEDポケット45	視	1	2倍(5倍)拡大ルーペです。ポケットルーペLEDライト付	
201	ワイヤレスハンデデバイス キヤナー 400-SCN017(サンワサプライ)	聴	2	読むことに困難を示す学生が、資料を画像データ化するために使用します。ケーブルを繋ぐことなく単体でスキキャン可能なワイヤレスのハンデデバイスキヤナーです。ハンデタイプなのでどこでも手軽にスキキャンし、紙などのアナログデータをデジタル化することができます。	
202	iPad PRO10.5 (Wi-Fiモデル 128GB)	聴	1	No.202～204 UDトーク使用時のモニターとして使用します。	
203	iPad Mini4 (Wi-Fiモデル 128GB)	聴	1		

204	iPad Air 10.9インチ (Wi-Fiモデル 256GB)	聴	2		
205	I00型(インチ)置き型スクリーン	聴	1	要約筆記等に使用します。	
206	音声認識に特化したマイク(AmiVoice Front WT01)	聴	4	音声認識専用のウェアラブルBluetoothマイクです。UDトーク専用マイクとして使用します。	
207	かきポンくん	聴	1	簡易の筆談器です。	
208	ロジャー タッチスクリーンマイク(メイン・送信機)	聴	4	(聴覚情報保障システム)No.208～210 ワイヤレスマイクで拾った音声をデジタル無線方式で送信するの で、補聴器や人工内耳だけでは 言葉の聞き取りが難しい環境で も、よりクリアな聞こえが実現でき ます。デジタルマイク7000を2台を 使用すると体育館くらいの広さ (300㎡)をカバーできます。マイ クは首掛けモード、小グループ で利用できます。	
209	ロジャー パスアラウンドマイク(サブ・送信機)	聴	4		
210	ロジャー デジマス ター7000(線音源ス ピーカー)	聴	6		
211	高さ調節可能三脚	聴	4	デジマスター7000(線音源スピー カー)の高さを調整できる三脚で す。	

212	iRig2 ギター/ベース用モバ イル・インターフェー ス	聴	1	UDトークやLive Transcribeに接 続して音声を文字化します。	
301	デジタル耳栓 (KING JIM)	学	2	ノイズキャンセリング機能があり、 感覚過敏を示す学生が講義や 学校生活で活用できます。主に 乗り物内の騒音やエアコンの空 調音など300Hz以下の騒音を 90%カットし、人の呼びかけ声や アナウンスなどは聞き取ることが できます。	
302	魔法の定規 (CROSSBOW JAPAN)	学	1	読書の際、読み飛ばしを防止す るために使用します。	
303	エコースマートペン (echo smartpen(学 研))	学	1	ICレコーダーとペンが一体に なっている。専用のノートを使う と、ノートに書いたタイピングと音 声を同期でき、録音した音声を 聞く際に簡単に振り返りが可能と なります。集中力の持続や複数 の作業を同時に行うことが困難 な場合に活用できます。	
401	ケアスロープ100	運	2	車椅子用 持ち運び可、屋内屋 外用スロープです。 折りたたみ タイプ(2枚パネル) 幅70cm 長 さ100cm 耐荷重300kg	
402	ケアスロープ120	運	2	車椅子用 持ち運び可、屋内屋 外用スロープです。 折りたたみ タイプ(2枚パネル) 幅70cm 長 さ120cm 耐荷重300kg	
501	目ざし時計 RAIDEN_NR523K(セ イコークロック)	他	2	起きることが苦手な学生が起きる ために使用。音量3段階切り替 え。スヌーズ機能あり。ライトつ き。雷電 (RAIDEN) といくらかい非 常に大きな音がなります。	
502	紛失防止タグFind	他	4	紛失を防止するためのタグで す。アプリをダウンロードしてから 使用します。キータグを付けた貴 重品をスマホから見つけたり、ス マホを置き忘れたときにキータグ プザーで知らせてくれたりしま す。	

503	World Pen ScanX(サ ンワサブライ)	他	2	資料をなぞるだけでPCやスマホ にテキスト入力が可能です。	
504	fit bit alta HR	他	2	歩数・消費カロリー・距離、自動 睡眠記録と睡眠ステージが分か ります。睡眠リズムを正したい時 に使用します。	
505	トラックボール (Kensington)	他	2	パソコン操作をする際のマウスで す。ボールをクルクル動かすと カーソルが動きます。	

修学支援機器 貸出申請書

西暦 年 月 日

学生支援室 御中

所属 _____

申請者氏名 _____

連絡先 _____

支援機器名	番号			数量	
	番号			数量	
	番号			数量	
	番号			数量	
	番号			数量	
	番号			数量	
使用者					
使用目的					
使用場所					
貸出期間	西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日				
損害賠償責任保険	<input type="checkbox"/> 加入している。 <input type="checkbox"/> 加入予定である。 ※個人申請の場合に記入する				
備考					

貸出の手順・注意事項

1. あらかじめ、学生支援室にお問い合わせの上、申請書を提出してください。
2. 申請書は、メール、FAX、または学生支援室窓口へ貸出期日までに提出してください。
3. 機器の管理及び取扱いは、申請者が責任を持って行ってください。
4. 貸出延長の際は、返却予定日までにご連絡ください。
5. 機器の故障、不具合等がございましたら、学生支援室にお知らせください。
6. 機器の破損、紛失に備えて損害賠償責任保険へ加入してください。

【問い合わせ】

熊本大学学生支援室
〒860-8555
熊本市中央区黒髪2丁目40-1 全学教育棟1F
TEL:096-342-2765・2766
FAX:096-342-2767
E-Mail : gag-sient@jimu.kumamoto-u.ac.jp

図書一覧

2021年3月1日現在

番号	図書名	著者(編著者含む)	出版社(団体)	写真
1	新しい心のパリアフリーずかん きみの「あたりまえ」を見直そう!	中野泰志	ほるぷ出版	
2	発達障害のある人の就活成功バイブル	小宮善継	幻冬舎	
3	ヒトはそれを「発達障害」と名づけました	ダックス	前田印刷株式会社	
4	LDやADHDを知っていますか?	福田真也		
5	あなたも「アスペルガー症候群」かも?	福田真也		
6	アスペルガー症候群・高機能自閉症の人のハローワーク 能力を伸ばし最適な仕事を見つけてのための職業ガイダンス	テンプル・グランデン、ケイト・ダフィー	明石書店	
7	発達障害者の就労支援ハンドブック	ゲイル・ホーキング	クリエイツかもかわ	
8	大人のADHDワークブック	ラッセル・A・バークレー、クリスティン・M・ベント	星和書店	



9	もしかして私、大人の発達障害かもしれない!?	田中康雄	すばる舎	
10	ADHDタイプの大人のための時間管理ワークブック	中島美鈴, 稲田尚子	星和書店	
11	マンガでわかる大人のADHDコントロールガイド	福西有夫, 福西朱美	法研	
12	ハンデンシリーズ 発達障害支援・特別支援教育ナビ 発達障害のある大学生への支援	拓植雅義	金子書房	
13	学習障害のある子どもを支援する	宮本信也	日本評論社	
14	うつを癒やす	大野裕	飛鳥新社	
15	発達障害のある人の大学進学 どう選ぶか どう支えるか	高橋知音	金子書房	
16	こころライブラリー イラスト版 大学生の発達障害	佐々木正美, 梅永雄二	講談社	

17	人材紹介のPROが作った発達障害の大学生のためのキャンパスライフQ&A	石井京子, 池嶋貫二, 高橋知音	弘文堂	
18	ひとり暮らし レスキューBOOK	成美堂出版編集部	成美堂出版	
19	ドキドキワクワク性教育⑤ セクシュアルマイリテイってなに？	日高庸晴	少年写真新聞社	
20	LGBTってなんだろう？—からだの性・こころの性・好きになる性	薬師実芳, 笹原千奈未, 古堂達也, 小川奈津己	合同出版	
21	LGBTQを知っていますか？"みんなと違う"は"ヘン"じゃない	日高庸晴ほか	少年写真新聞社	
22	もっと知りたい！話したい！セクシュアルマイリテイ ありのままのきみがいい 1 セクシュアルマイリテイについて	日高庸晴	汐文社	
23	もっと知りたい！話したい！セクシュアルマイリテイ ありのままのきみがいい 2 わたしの気持ち、みんなの気持ち	日高庸晴	汐文社	
24	もっと知りたい！話したい！セクシュアルマイリテイ ありのままのきみがいい 3 未来に向かって	日高庸晴	汐文社	

25	強くしなやかなこころを育てる！こども孫氏の兵法	齋藤孝	日本図書センター	
26	能力を最大限引き出す 大人の脳習慣	林成之, 篠原菊紀, 古賀良彦	スタンダードズ株式会社	
27	図解 頭がよくなる脳の使い方	川島隆太	大和書房	
28	ろう者から見たい「多文化共生」もう一つの言語的マイリテイ	佐々木倫子	ココ出版	
29	たったひとりのクレオール —聴覚障害児教育における言語論と障害認識	上農正剛	ポット出版	
30	新版「ろう文化」案内	キャロル・パッツェン/トム・ハンブリーズ	明石書店	
31	手話を学ぶ人のために ～もうひとつのことばの仕組みと働き～	本名信行/加藤三保子	全日本ろうあ連盟	
32	基礎から学ぶ手話学	神田和幸	福村出版	

33	少数言語としての手話	齋藤くるみ	東京大学出版会	
34	わたしたちの手話 学習辞典 I	『わたしたちの手話』再 編制作委員会	全日本ろうあ連盟	
35	わたしたちの手話 学習辞典 II	『わたしたちの手話』再 編制作委員会	全日本ろうあ連盟	
36	聾の経験 — 18世紀における手話の「発見」—	ハラーン・レイン	東京電機大学出版局	
37	もういちど自分らしきに出会うための10日間 — 自尊心をとりもどすためのプログラム—	デビッド・D・バーンズ	星和書店	
38	図解 自分の気持ちをきちんと伝える技術 人間関係がラクになる自己カウンセリングのすすめ	平木典子	PHP研究所	
39	よくわかるアサーション 自分の気持ちの伝え方	平木典子	主婦の友社	
40	自信がもてないあなたのための8つの認知行動療法レッスン — 自尊心を高めるために。ひとりでもできるワークブック —	中島美鈴	星和書店	

41	自己カウンセリングとアサーションのすすめ	平木典子	金子書房	
42	人見知りが出るノート	反田克彦	すばる舎リンクエージ	
43	あなたがあなたであるために 自分らしく生きるためのアスペルガー症候群ガイド	吉田友子	中央法規出版	
44	発達障害がある人のためのみるみる会話力がつくノート	柳下記子	講談社	
45	ころが晴れるノート うつと不安の認知療法自習帳	大野裕	創元社	
46	聴覚障害学生サポートブック — 18歳から学ぶ合理的配慮—		筑波技術大学 障害者 高等教育研究支援セン ター	
47	トピック別聴覚障害学生支援ガイド — PEPNet-Japan TipSheet集(改訂版)—		筑波技術大学 障害者 高等教育研究支援セン ター	
48	新13歳のハローワーク	村上龍 / はまのゆか	幻冬舎	

49	リアル 1巻～14巻	井上雄彦	集英社	
50	ラブ 1巻～6巻	あだち充	図書印刷	

7. 參考資料

(1) 規則関係

○熊本大学障がい学生支援室規則

(平成 27 年 10 月 22 日規則第 280 号)

改正 平成 28 年 3 月 31 日規則第 220 号 平成 29 年 9 月 25 日規則第 223 号
平成 30 年 3 月 22 日規則第 157 号 平成 31 年 3 月 28 日規則第 238 号
令和 2 年 3 月 31 日規則第 164 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人熊本大学法人基本規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 41 条の規定に基づき、熊本大学に、熊本大学障がい学生支援室(以下「支援室」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 支援室は、関係部局等と連携を図りながら障がい学生への全学的な支援体制を強化し、もって障がい学生の円滑な修学に寄与することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この規則において、「障がい学生」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がいがあるため、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受ける学生をいう。

(業務)

第 4 条 支援室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 障がい学生の入学前相談に関すること。
- (2) 障がい学生のニーズの把握に関すること。
- (3) 障がい学生の支援方法及び支援制度に関すること。
- (4) 支援情報等の公開及び支援の啓発に関すること。
- (5) 障がい学生に対応した施設等の整備に関すること。
- (6) 学生委員会その他関係委員会及び部局等との連絡調整に関すること。
- (7) その他障がい学生の支援に必要な事項

(職員)

第 5 条 支援室に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 特任教員
- (4) その他必要な職員

(室長)

第 6 条 室長は、保健センター長をもって充てる。

2 室長は、支援室の業務を掌理する。

(副室長)

第7条 副室長は、室長が指名する教員をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐する。

3 副室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 副室長に欠員が生じた場合の補欠の副室長の任期は、前項の規定にかかわらず、前任の残任期間とする。

(運営委員会)

第8条 支援室の運営に関する重要事項を審議するため、熊本大学障がい学生支援室運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(運営委員会の組織)

第9条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 室長

(2) 副室長

(3) 教育学部から選出された教員 1人

(4) 文学部、法学部及び大学院社会文化科学教育部のうちから選出された教員 2人

(5) 理学部、工学部及び大学院自然科学教育部のうちから選出された教員 2人

(6) 医学部、薬学部、大学院医学教育部、大学院保健学教育部及び大学院薬学教育部のうちから選出された教員 3人

(7) 支援室特任教員

(8) 教育研究支援部長、生命科学系事務部長及び学生支援部長

(9) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第3号から第6号まで及び第9号の委員は、学長が委嘱する。

3 第1項第3号から第6号まで及び第9号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 第1項第3号から第6号まで及び第9号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第10条 運営委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第11条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第12条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第 13 条 支援室に関する事務は、学生支援部学生生活課において処理する。

(雑則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、支援室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に指名される室長の任期は、第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この規則施行後、最初に委嘱される第 8 条第 1 項第 6 号の委員の任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 220 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 9 月 25 日規則第 223 号)

- 1 この規則は、平成 29 年 9 月 25 日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に委嘱される副室長の任期は、第 7 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この規則施行後、最初に委嘱される第 9 条第 1 項第 3 号から第 6 号までの委員の任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日規則第 157 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日規則第 238 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日規則第 164 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

国立大学法人熊本大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

〔平成28年3月31日〕
学 長 裁 定

(目的)

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、国立大学法人熊本大学職員就業規則第2条に定める本学の職員（以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この対応要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 部局 各学部、大学院各研究科、大学院各研究部、大学院各教育部、各研究所、医学部附属病院、大学院先導機構、イノベーション推進機構、グローバル推進機構、教養教育機構、地域創生推進機構、各研究機構、熊本大学学則第9条第1項に規定する学内共同教育研究施設、附属図書館及び保健センターをいう。
- 四 事務組織の各部等 監査室、経営企画本部、マーケティング推進部、教育研究支援部（情報企画課に限る。）、学生支援部及び運営基盤管理部をいう。なお、図書館課、人文社会科学系事務課、教育学部事務課、自然科学系事務課、生命科学系事務課及び生命科学先端研究事務課並びに医学部附属病院事務部（以下「部局担当課等」という。）については、前号に規定する部局のうち部局担当課等が事務を担当する部局にそれぞれ含まれるものとする。
- 五 部局等 部局及び事務組織の各部等をいう。
- 六 部局長等 前号に規定する部局等の長（運営基盤管理部にあつては、総務担当部長、財務担当部長及び施設担当部長とする。）をいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

第3条 この対応要領において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断

するのではなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- 3 この対応要領において、合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。
- 4 前項の過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
 - 一 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
 - 二 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
 - 三 費用・負担の程度
 - 四 本学の規模、財政・財務状況

（障害を理由とする差別の解消に関する推進体制）

第4条 本学における障害を理由とする差別の解消の推進（以下「障害者差別解消の推進」という。）に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

- 一 最高管理責任者 学長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障害のある入学希望者や学内の障害のある学生等に対する受入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上等）に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする
- 二 総括監督責任者 理事（人事・労務担当）をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする
- 三 監督責任者 部局長等をもって充て、当該部局等における障害者差別解消の推進に関し責任を有するとともに、当該部局等における監督者を指定し、当該部局等における障害者差別解消の推進に必要な措置を講ずるものとする
- 四 監督者 当該部局等における職員のうちから監督責任者の指定する者をもって充て、監督責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする

（監督者の責務）

第5条 監督者は、障害者差別解消の推進のため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- 一 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること
- 二 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があつ

た場合は、迅速に状況を確認すること

三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第6条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 職員は、前項に当たり、別紙留意事項（別紙1：全学共通、別紙2：附属学校、別紙3：附属病院）に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第7条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。

2 前項の意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。

3 職員は、前二項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別紙留意事項（別紙1：全学共通、別紙2：附属学校、別紙3：附属病院）に留意するものとする。

(相談体制の整備)

第8条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、下記のとおりとする。

- 一 障がい学生支援室
- 二 学生相談室
- 三 保健センター
- 四 所属学部、大学院研究科・教育部の教務担当
- 五 各附属学校（園）の特別支援教育コーディネーター
- 六 患者相談室（附属病院）
- 七 学長が指名する障害のある職員

(紛争の防止等のための体制の整備)

第9条 障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、下記のとおりとする。

- 一 学生委員会
- 二 各附属学校（園）長が設置する特別支援教育に関する委員会

- 三 患者サービス委員会
- 四 同和・人権問題委員会
- 五 学長が設置する第三者委員会

(職員への研修・啓発)

第10条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、職員に対し、次の各号のと通りの研修・啓発を行うものとする。

- 一 新たに職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
- 二 新たに監督者となった職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修
- 三 その他職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発

(懲戒処分等)

第11条 職員が、障害者に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、国立大学法人熊本大学職員就業規則第30条、国立大学法人熊本大学有期雇用職員就業規則第19条及び国立大学法人熊本大学再雇用職員就業規則第27条に規定する職務上の義務に反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

国立大学法人熊本大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する
職員対応要領における留意事項（全学共通）

国立大学法人熊本大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領第6条及び第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第6条関係）

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

- 障害があることを理由に受験を拒否すること
- 障害があることを理由に入学を拒否すること
- 障害があることを理由に授業受講を拒否すること
- 障害があることを理由に研究指導を拒否すること
- 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること
- 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること

第2 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例（第7条関係）

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

（物理的環境への配慮）

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと

- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること
- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- 疲労を感じやすい障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時の休憩スペースを設けること

(意思疎通の配慮)

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること
- 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
- 障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること
- 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること

- 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること
- 教育実習、病棟実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること
- 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること
- 障害のある学生等が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること
- ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと
- 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認めること
- 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること
- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること
- 履修登録の際、受講者数制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと
- 治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること
- 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること

国立大学法人熊本大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する
職員対応要領における留意事項（附属学校）

国立大学法人熊本大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領第6条及び第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第6条関係）

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

障害者であることのみを理由として、附属学校において以下の取扱いを行うこと。

- 窓口対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること。
- 資料の送付、パンフレットの提供、説明会やシンポジウムへの出席等を拒むこと。
- 入学（入園）の出願の受理、受験、入学（入園）、授業等の受講、実習等校外教育活動、式典、その他の行事への参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
- 入園調査、入学選考考査又は試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該調査、考査又は試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

第2 不当な差別的取扱いに当たらない具体例（第6条関係）

- 合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、幼児、児童及び生徒並びにその保護者に障害の状況等を確認すること。
- 障害のある児童及び生徒のため、附属特別支援学校において、特別の教育課程を編成すること。
- 附属特別支援学校への入学に当たり、同校が教育の対象としている知的障害の有無について確認すること。

第3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例（第7条関係）

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

(1) 物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

①主として物理的環境への配慮に関するもの

- 災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい障害者に対し、災害時に職員が直接災害を知らせたり、緊急情報・校内放送を視覚的に受容することができる警報設備・電光表示機器等を用意したりすること。
- 管理する施設・敷地内において、車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設けること。
- 移動に困難のある幼児・児童・生徒等のために、通学（通園）のための駐車場を確保したり、参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更したりすること。
- 聴覚過敏の幼児・児童・生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な幼児・児童・生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室等の環境を変更すること。
- 附属幼稚園において、靴箱、カバン棚、着替え棚、タオル掛けの位置をわかりやすく表示すること。

②主として人的支援の配慮に関するもの

- 目的の場所までの案内の際に障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置（左右・前後・距離等）について障害者の希望を聞いたり、附属幼稚園において、遊びや生活の中で、障害者の意思や希望を聞いたりすること。
- 介助等を行う学生、保護者、支援員等の教室等への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、保育支援、待合室での待機を許可すること。

(2) 意思疎通の配慮の具体例

- 筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。
- 児童・生徒等に対し、情報保証の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）、知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）を行うこと。また、その際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること。
- 知的障害のある児童・生徒等に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使うこと。例えば、サービスを受ける際の「手続」や「申請」など生活上必要な言葉等の意味を具体

的に説明して、当該児童・生徒等が理解しているかを確認すること。

- 知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な児童・生徒等に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等の ICT 機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること。
- 比喩表現等の理解が困難な児童・生徒等に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。

(3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- 事務手続の際に、職員等が必要書類の代筆を行うこと。
- 障害のある児童・生徒等が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該者の順番が来るまで別室や席を用意すること。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張のため、不随意の発声等がある場合、緊張を緩和するため、当該者に説明の上、施設の状況に応じて別室を用意すること。
- 板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保すること。
- 入学選考考査、入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること。
- 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童・生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡すこと。
- 聞こえにくさのある児童・生徒等に対し、外国語のヒアリング等の際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりすること。
- 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童・生徒等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意すること。
- 肢体不自由のある児童・生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりすること。
- 日常的に医療的ケアを要する幼児・児童・生徒等に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにすること。
- 慢性的な病気等のために他の幼児・児童・生徒等と同じように運動ができない幼児・児童・生徒等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をすること。
- 治療等のため学習できない期間が生じる児童・生徒等に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫すること。
- 読み・書き等に困難のある児童・生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等の ICT 機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。
- 発達障害等のため、人前での発表が困難な児童・生徒等に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりすること。
- 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある幼児・児童・生徒等のために、

能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある幼児・児童・生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する可能性があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。

国立大学法人熊本大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する
職員対応要領における留意事項（附属病院）

国立大学法人熊本大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領第6条及び第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第6条関係）

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

○サービスの提供を拒否すること

- ・人的体制、設備体制が整っており、対応可能であるにもかかわらず、障害があることを理由に診療・入院・調剤等を拒否すること。特に、緊急の対応を要する場面も想定されることに十分留意すること。

○サービスの提供を制限すること（場所・時間帯などの制限）

- ・正当な理由なく、診察などを後回しにすること、サービス提供時間を変更又は限定すること
- ・正当な理由なく、診察室や病室の制限を行うこと
- ・医療の提供に際して必要な情報提供を行わないこと

○サービスの提供に際し条件を付すこと（障害のない者には付さない条件を付すこと）

- ・正当な理由なく、保護者や支援者・介助者の同伴を診察・治療・調剤等の条件とすること

○サービスの提供に当たって、他の者とは異なる取扱いをすること

- ・正当な理由なく、本人（本人の意思を確認することが困難な場合は家族等）の意思に反した医療の提供を行うこと又は意思に沿った医療の提供を行わないこと
- ・正当な理由なく、病院や施設が行う行事等への参加や共用設備の利用を制限すること
- ・本人を無視して、支援者・介助者や付添者のみに話しかけること
- ・大人の患者に対して、幼児の言葉で接すること
- ・わずらわしそうな態度や、患者を傷つけるような言葉をかけること
- ・診療等に当たって患者の身体への丁寧な扱いを怠ること

第2 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例（第7条関係）

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のた

め的手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること

○基準・手順の柔軟な変更

- ・障害の特性に応じて施設のルール、慣行を柔軟に変更すること（診察等で待つ場合、患者が待ちやすい近くの場所で待っていただく、順番が来たら電話で呼び込むなど）。

○物理的環境への配慮

- ・施設内の段差にスロープを渡すこと
- ・エレベータがない施設の上下階に移動する際、マンパワーで移動をサポートすること

○補助器具・サービスの提供

<情報提供等についての配慮や工夫>

- ・必要に応じて代読・代筆を行うこと
- ・身振り、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書を使用するなど、本人が希望する方法で分かりやすい説明を行うこと
- ・文書を読み上げたり、口頭による丁寧な説明を行うこと
- ・電子メール、ホームページ、ファックスなど多様な媒体で情報提供、予約受付、案内を行うこと

<職員などとのコミュニケーションや情報のやりとり、サービス提供についての配慮や工夫>

- ・必要に応じて要約筆記者を配置すること
- ・声がよく聞こえるように、また、口の動きや表情を読めるようにマスクを外して話をする

<職員同士での連絡手段の工夫>

- ・障害者である旨を申し出た患者については、障害者であると分かる連絡カードを添付するなど、スタッフ間の連絡体制を工夫すること
- ・診療の予約時などに、患者から申出があった自身の障害特性などの情報を、スタッフ間で事前に共有すること

第3 障害の特性に応じた対応について

障害者と接する際には、それぞれの障害特性に応じた対応が求められる。代表的な障害特性と対応時に配慮すべき事項は、次のとおりである

視覚障害（視力障害・視野障害）

〔主な特性〕

- ・先天性で受障される方のほか、最近は糖尿病性網膜症などで受障される人も多く、高齢者では、緑内障や黄斑部変性症が多い
- ・視力障害：視覚的な情報を全く得られない又はほとんど得られない人と、文字の拡大や視覚補助具等を使用し保有する視力を活用できる人に大きく分けられる（全盲、弱視といわれることもある）
- * 視力をほとんど活用できない人の場合、音声、触覚、嗅覚など、視覚以外の情報を手が

かりに周囲の状況を把握している

- * 文字の読みとりは、点字に加えて最近では画面上の文字情報を読み上げるソフトを用いてパソコンで行うこともある（点字の読み書きができる人ばかりではない）
 - * 視力のある程度活用できる人の場合は、補助具を使用したり文字を拡大したり近づいて見るなどの様々な工夫をして情報を得ている
 - ・ **視野障害**：目を動かさないで見ることのできる範囲が狭くなる
 - 「求心性視野狭窄」見える部分が中心だけになって段々と周囲が見えなくなる
遠くは見えるが足元が見えず、つまづきやすくなる
 - 「中心暗転」周囲はぼんやり見えるが真ん中が見えない
文字等、見ようとする部分が見えなくなる
- 視力障害、視野障害の状況によって、明るさの変化への対応が困難なため、移動などに困難さを生じる場合も多い

〔主な対応〕

- ・ 中途受障の人では白杖を用いた歩行や点字の触読が困難な人も多いため留意が必要
- ・ 声をかける時には前から近づき「〇〇さん、こんにちは。△△です。」など自ら名乗る
- ・ 説明する時には「それ」「あれ」「こっち」「このくらいの」などと指差し表現や指示代名詞で表現せず、「あなたの正面」「〇〇くらいの大きさ」などと具体的に説明
- ・ 普段から通路（点字ブロックの上など）に通行の妨げになるものを置かない、日頃視覚障害者が使用しているものの位置を変えないなど周囲の協力が不可欠
- ・ 主に弱視の場合、室内における照明の状況に応じて、窓を背にして座ってもらうなどの配慮が必要

聴覚障害

〔主な特性〕

- ・ 聴覚障害は外見上分かりにくい障害であり、その人が抱えている困難も他の人からは気づかれにくい側面がある
- ・ 聴覚障害者は補聴器や人工内耳を装用するほか、コミュニケーション方法には手話、筆談、口話など様々な方法があるが、どれか一つで十分ということではなく、多くの聴覚障害者は話す相手や場面によって複数の手段を組み合わせるなど使い分けている
- ・ 補聴器や人工内耳を装用している場合、スピーカーを通じる等、残響や反響のある音は、聞き取りにあまり効果が得られにくい
- ・ 聴覚の活用による言葉の習得に課題があることにより、聴覚障害者の国語力は様々であるため、筆談の場合は、相手の状況にあわせる

〔主な対応〕

- ・ 要約筆記者の配置など、目で見て分かる情報を提示したりコミュニケーションをとる配慮
- ・ 補聴器や人工内耳を装用し、残響や反響のある音を聞き取ることが困難な場合には、代替する対応への配慮
- ・ 音声だけで話すことは極力避け、視覚的なより具体的な情報も併用
- ・ スマートフォンなどのアプリに音声を変換できるものがあり、これらを使用すると筆談を補うことができる

盲ろう（視覚と聴覚の重複障害）

〔主な特性〕

- ・視覚と聴覚の重複障害の人を「盲ろう」と呼んでいるが、障害の状態や程度によって様々なタイプに分けられる（視覚障害、聴覚障害の項も参照のこと）

＜見え方と聴こえ方の組み合わせによるもの＞

- ①全く見えず聴こえない状態の「全盲ろう」
- ②見えにくく聴こえない状態の「弱視ろう」
- ③全く見えず聴こえにくい状態の「盲難聴」
- ④見えにくく聴こえにくい状態の「弱視難聴」

＜各障害の発症経緯によるもの＞

- ①盲（視覚障害）から聴覚障害を伴った「盲ベース盲ろう」
 - ②ろう（聴覚障害）から視覚障害を伴った「ろうベース盲ろう」
 - ③先天的、あるいは乳幼児期に視覚と聴覚の障害を発症する「先天性盲ろう」
 - ④成人期以後に視覚と聴覚の障害が発症する「成人期盲ろう」
- ・盲ろう者がそれぞれ使用するコミュニケーション手段は、障害の状態や程度、盲ろうになるまでの経緯、あるいは生育歴、他の障害との重複の仕方によって異なり、介助方法も異なる
 - ・テレビやラジオを楽しんだり本や雑誌を読むことなどもできず、家族といってもほとんど会話がなないため、孤独な生活を強いられることが多い

〔主な対応〕

- ・盲ろう者関係機関に相談し、対応に関する助言を受ける
- ・障害の状態や程度に応じ視覚障害や聴覚障害の人と同じ対応が可能な場合があるが、同様な対応が困難な場合が多く、手書き文字などの代替する対応や移動の際にも配慮する
- ・言葉の通訳に加えて、視覚的・聴覚的情報についても意識的に伝える
（例）状況説明として、人に関する情報（人数、性別等）や環境に関する情報（部屋の大きさや机の配置、その場の雰囲気等）など

肢体不自由

○車椅子を使用されている場合

〔主な特性〕

- ・脊髄損傷（対麻痺又は四肢麻痺、排泄障害、知覚障害、体温調節障害など）
- ・脳性麻痺（不随意運動、手足の緊張、言語障害、知的障害重複の場合もある）
- ・脳血管障害（片麻痺、運動失調）
- ・病気等による筋力低下や関節損傷などで歩行が困難な場合もある
- ・ベッドへの移乗、着替え、洗面、トイレ、入浴など、日常の様々な場面で援助が必要な人の割合が高い
- ・車椅子利用者にとっては、段差や坂道が移動の大きな妨げになる
- ・手動車椅子の使用が困難な場合は、電動車椅子を使用する場合もある
- ・障害が重複する場合には、呼吸器を使用する場合もある

〔主な対応〕

- ・段差をなくす、車椅子移動時の幅・走行面の斜度、車椅子用トイレ、施設のドアを引き戸や自動ドアにするなどの配慮
- ・机アプローチ時に車椅子が入れる高さや作業を容易にする手の届く範囲の考慮

- ・ドア、エレベータの中のスイッチなどの機器操作のための配慮
- ・視線をあわせて会話する
- ・脊髄損傷者は体温調整障害を伴うことがあるため、部屋の温度管理に配慮

○杖などを使用されている場合

〔主な特性〕

- ・脳血管障害（歩行可能な片麻痺、運動失調）
- ・麻痺の程度が軽いため、杖や装具歩行が可能な場合や、切断者などで義足を使用して歩行可能な場合は、日常生活動作は自立している人が多い
- ・失語症や高次脳機能障害がある場合もある
- ・長距離の歩行が困難であったり、階段、段差、エスカレーターや人ごみでの移動が困難な場合もあり、配慮が必要

〔主な対応〕

- ・上下階に移動するときのエレベータ設置・手すりの設置
- ・滑りやすい床など転びやすいので、雨天時などの対応
- ・トイレでの杖おきの設置や靴の履き替えが必要な場合に椅子を用意するなどの配慮

構音障害

〔主な特性〕

- ・話す言葉自体を聞き取ることが困難な状態
- ・話す運動機能の障害、聴覚障害、咽頭摘出などの原因がある

〔主な対応〕

- ・しっかりと話を聞く
- ・会話補助装置などを使ってコミュニケーションをとることも考慮する

失語症

〔主な特性〕

- ・聞くことの障害
音は聞こえるが「ことば」の理解に障害があり「話」の内容が分からない
単語や簡単な文なら分かる人でも早口や長い話になると分からなくなる
- ・話すことの障害
伝えたいことをうまく言葉や文章にできない
話がぎこちない、いいよどみが多くなったり、誤った言葉で話したりする
- ・読むことの障害
文字を読んでも理解が難しい
- ・書くことの障害
書き間違いが多い、また「てにをは」などをうまく使えない、文を書くことが難しい

〔主な対応〕

- ・表情が分かるよう、顔を見ながら、ゆっくりと短いことばや文章で、分かりやすく話しかける
- ・一度でうまく伝わらない時は、繰り返して言ったり、別のことばに言い換えたり、漢字や絵で書いたり、写真・実物・ジェスチャーで示したりすると理解しやすい

- ・「はい」「いいえ」で答えられるように問いかけると理解しやすい
- ・話し言葉以外の手段（カレンダー、地図、時計など身近にあるもの）を用いると、コミュニケーションの助けとなる

＊「失語症のある人の雇用支援のために」（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター）より一部引用

高次脳機能障害

交通事故や脳血管障害などの病気により、脳にダメージを受けることで生じる認知や行動に生じる障害。身体的には障害が残らないことも多く、外見では分かりにくいため「見えない障害」とも言われている。

〔主な特性〕

- ・以下の症状が現れる場合がある
 - 記憶障害：すぐに忘れてしまったり、新しい出来事を覚えることが苦手なため、何度も同じことを繰り返したり質問したりする
 - 注意障害：集中力が続かなかったり、ぼんやりしてしまい、何かをするとミスが多く見られる
 - 二つのことを同時にしようとするとう混乱する
 - 主に左側で、食べ物を残したり、障害物に気が付かないことがある
 - 遂行機能障害：自分で計画を立てて物事を実行したり、効率よく順序立てられない
 - 社会的行動障害：ささいなことでイライラしてしまい、興奮しやすい
 - こだわりが強く表れたり、欲しいものを我慢できない
 - 思い通りにならないと大声を出したり、時に暴力をふるったりする
 - 病識欠如：上記のような症状があることに気づかず、できるつもりで行動してトラブルになる
- ・失語症（失語症の項を参照）を伴う場合がある
- ・片麻痺や運動失調等の運動障害や眼や耳の損傷による感覚障害を持つ場合がある

〔主な対応〕

- ・本障害に詳しいリハビリテーション専門医やリハ専門職、高次脳機能障害支援普及拠点機関、家族会などに相談する
- ・記憶障害
 - 手がかりがあると思いつけるので、手帳やメモ、アラームを利用したり、ルートマップを持ち歩いてもらうなどする
 - 自分でメモを取ってもらい、双方で確認する
 - 残存する受傷前の知識や経験を活用する（例えば、過去に記憶している自宅周囲では迷わず行動できるなど）
- ・注意障害
 - 短時間なら集中できる場合もあるので、こまめに休憩を取るなどする
 - ひとつずつ順番にやる
 - 左側に危険なものを置かない
- ・遂行機能障害
 - 手順書を利用する

段取りを決めて目につくところに掲示する

スケジュール表を見ながら行動したり、チェックリストで確認する

・社会的行動障害

感情をコントロールできない状態にあるときは、上手に話題や場所を変えてクールダウンを図る

予め行動のルールを決めておく

内部障害

〔主な特性〕

- ・心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、肝機能、HIVによる免疫機能のいずれかの障害により日常生活に支障がある
- ・疲れやすく長時間の立位や作業が困難な場合がある

〔主な対応〕

- ・ペースメーカーは外部からの電気や磁力に影響をうけることがあるので注意すべき機器や場所などの知識をもつ
- ・排泄に関し、人工肛門の場合、パウチ洗浄等特殊な設備が必要となることへの配慮
- ・人工透析が必要な人については、通院への配慮
- ・呼吸器機能障害のある方は、慢性的な呼吸困難、息切れ、咳等の症状があることを理解し、息苦しくならないよう、楽な姿勢でゆっくり話をしてもらうよう配慮
- ・常時酸素吸入が必要な方は、携帯用酸素ボンベが必要な場合があることを理解

重症心身障害・その他医療的ケアが必要な者

〔主な特性〕

- ・自分で体を動かすことができない重度の肢体不自由と、年齢に相応した知的発達が見られない重度の知的障害が重複している
- ・殆ど寝たままで自力では起き上がれない状態が多い
- ・移動、食事、着替え、洗面、トイレ、入浴などが自力ではできないため、日常の様々な場面で介助者による援助が必要
- ・常に医学的管理下でなければ、呼吸することも栄養を摂ることも困難な人もいる
- ・重度の肢体不自由や重度の知的障害はないが、人工呼吸器を装着するなど医療的ケアが必要な人もいる

〔主な対応〕

- ・人工呼吸器などを装着して専用の車椅子で移動する人もいるため、電車やバスの乗降時等において、周囲の人が手伝って車椅子を持ち上げるなどの配慮が必要
- ・体温調整がうまくできないことも多いので、急な温度変化を避ける配慮が必要

知的障害

〔主な特性〕

- ・概ね18歳頃までの心身の発達期に現れた知的機能の障害により、生活上の適応に困難が生じる
- ・「考えたり、理解したり、読んだり、書いたり、計算したり、話したり」する等の知的な機能に発達が遅れが生じる

- ・金銭管理、会話、買い物、家事などの社会生活への適応に状態に応じた援助が必要
- ・主な原因として、ダウン症候群などの染色体異常、または先天性代謝異常によるものや、脳症や外傷性脳損傷などの脳の疾患があるが、原因が特定できない場合もある
- ・てんかんを合併する場合もある
- ・ダウン症候群の場合の特性として、筋肉の低緊張、多くの場合、知的な発達の遅れがみられること、また、心臓に疾患を伴う場合がある

〔主な対応〕

- ・言葉による説明などを理解しにくいいため、ゆっくり、ていねいに、分かりやすく話すことが必要
- ・文書は、漢字を少なくしてルビを振る、文書を分かりやすい表現に直すなどの配慮で理解しやすくなる場合があるが、一人ひとりの障害の特性により異なる
- ・写真、絵、ピクトグラムなど分かりやすい情報提供を工夫する
- ・説明が分からないときに提示するカードを用意したり、本人をよく知る支援者が同席するなど、理解しやすくなる環境を工夫する

発達障害

○自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害（自閉症スペクトラム）

〔主な特性〕

- ・相手の表情や態度などよりも、文字や図形、物の方に関心が強い
- ・見通しの立たない状況では不安が強いが、見通しが立つ時はきっちりしている
- ・大勢の人がいる所や気温の変化などの感覚刺激への敏感さで苦労しているが、それが芸術的な才能につながることもある

〔主な対応〕

- ・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- ・肯定的、具体的、視覚的な伝え方の工夫（「○○をしましょう」といったシンプルな伝え方、その人の興味関心に沿った内容や図・イラストなどを使って説明するなど）
- ・感覚過敏がある場合は、音や肌触り、室温など感覚面の調整を行う（イヤーマフを活用する、大声で説明せずホワイトボードで内容を伝える、人とぶつからないように居場所を衝立などで区切る、クーラー等の設備のある部屋を利用できるように配慮するなど）

○学習障害（限局性学習障害）

〔主な特性〕

- ・「話す」「理解」は普通にできるのに、「読む」「書く」「計算する」ことが、努力しているのに極端に苦手

〔主な対応〕

- ・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- ・得意な部分を積極的に使って情報を理解し、表現できるようにする（ICTを活用する際は、文字を大きくしたり行間を空けるなど、読みやすくなるように工夫する）

○注意欠陥多動性障害（注意欠如・多動性障害）

〔主な特性〕

- ・次々と周囲のものに関心を持ち、周囲のペースよりもエネルギッシュに様々なことに取り

組むことが多い

〔主な対応〕

- ・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- ・短く、はっきりとした言い方で伝える
- ・待合室における気の散りにくい座席の位置の工夫、分かりやすいルール提示などの配慮
- ・ストレスケア（傷つき体験への寄り添い、適応行動が出来たことへのこまめな評価）

○その他の発達障害

〔主な特性〕

- ・体の動かし方の不器用さ、我慢していても声が出たり体が動いてしまったりするチック、一般的に吃音と言われるような話し方なども、発達障害に含まれる

〔主な対応〕

- ・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- ・叱ったり拒否的な態度を取ったり、笑ったり、ひやかしたりしない
- ・日常的な行動の一つとして受け止め、時間をかけて待つ、苦手なことに無理に取組まず出来ることで活躍する環境を作るなど、楽に過ごせる方法を一緒に考える

精神障害

- ・精神障害の原因となる精神疾患は様々であり、原因となる精神疾患によって、その障害特性や制限の度合いは異なる
- ・精神疾患の中には、長期にわたり、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態が続くものがある
- ・代表的な精神疾患として、統合失調症や気分障害等がある
- ・障害の特性もさまざまであるため、積極的に医療機関と連携を図ったり、専門家の意見を聴くなど、関係機関と協力しながら対応する。

○統合失調症

〔主な特性〕

- ・発症の原因はよく分かっていないが、100人に1人弱かかる、比較的一般的な病気である
- ・「幻覚」や「妄想」が特徴的な症状だが、その他にも様々な生活のしづらさが障害として表れることが知られている
- ・陽性症状
 - 幻覚：実態がなく他人には認識できないが、本人には感じ取れる感覚のこと
なかでも、自分の悪口やうわさ、指図する声等が聞こえる幻聴が多い
 - 妄想：明らかに誤った内容を信じてしまい、周りが訂正しようとしても受け入れられない考えのこと。誰かにいやがらせをされているという被害妄想、周囲のことが何でも自分に関係しているように思える関係妄想などがある
- ・陰性症状
 - 意欲が低下し、以前からの趣味や楽しみにしていたことに興味を示さなくなる
 - 疲れやすく集中力が保てず、人づきあいを避け引きこもりがちになる
 - 入浴や着替えなど清潔を保つことが苦手となる など

- ・認知や行動の障害

考えにまとまりにくく何が言いたいのか分からなくなる

相手の話の内容がつかめず、周囲にうまく合わせるができない など

〔主な対応〕

- ・統合失調症は脳の病気であることを理解し、病気について正しい知識を学ぶ必要がある
- ・薬物療法が主な治療となるため、内服を続けるために配慮する
- ・社会との接点を保つことも治療となるため、本人が病気と付き合いながら、他人と交流したり、仕事に就くことを見守る
- ・一方で、ストレスや環境の変化に弱いことを理解し、配慮した対応を心掛ける
- ・一度に多くの情報が入ると混乱するので、伝える情報は紙に書くなどして整理してゆっくり具体的に伝えることを心掛ける
- ・症状が強い時には無理をさせず、しっかりと休養をとったり、速やかに主治医を受診することなどを促す

○気分障害

〔主な特性〕

- ・気分の波が主な症状としてあらわれる病気。うつ状態のみを認める時はうつ病と呼び、うつ状態と躁状態を繰り返す場合には、双極性障害（躁うつ病）と呼ぶ
- ・うつ状態では気持ちが強く落ち込み、何事にもやる気が出ない、疲れやすい、考えが働かない、自分が価値のない人間のように思える、死ぬことばかり考えてしまい実行に移そうとするなどの症状がでる
- ・躁状態では気持ちが過剰に高揚し、普段ならあり得ないような浪費をしたり、ほとんど眠らずに働き続けたりする。その一方で、ちょっとした事にも敏感に反応し、他人に対して怒りっぽくなったり、自分は何でも出来ると思い込んで人の話を聞かなくなったりする

〔主な対応〕

- ・専門家の診察の上で、家族や本人、周囲の人が病気について理解する
- ・薬物療法が主な治療となるため、内服を続けるために配慮する
- ・うつ状態の時は無理をさせず、しっかりと休養をとれるよう配慮する
- ・躁状態の時は、金銭の管理、安全の管理などに気を付け、対応が難しい時には専門家に相談する
- ・自分を傷つけてしまったり、自殺に至ることもあるため、自殺などを疑わせるような言動があった場合には、本人の安全に配慮した上で、速やかに専門家に相談するよう本人や家族等に促す

○依存症（アルコール）

〔主な特性〕

- ・飲酒したいという強い欲求がコントロールができず、過剰に飲酒したり、昼夜問わず飲酒したりすることで身体的、社会生活上の様々な問題が生じる
- ・体がアルコールに慣れることで、アルコールが体から抜けると、発汗、頻脈、手の震え、不安、イライラなどの離脱症状が出る
- ・一念発起して断酒しようとしても、離脱症状の不快感や、日常生活での不安感から逃れるために、また飲んでしまう

〔主な対応〕

- ・本人に病識がなく（場合によっては家族も）、アルコール依存症は治療を必要とする病気であるということを、本人・家族・周囲が理解する
- ・周囲の対応が結果的に本人の飲酒につながってしまう可能性があるため、家族も同伴の上で、アルコール依存症の専門家に相談する
- ・一度断酒しても、再度飲酒してしまうことが多いため、根気強く本人を見守る

○てんかん

〔主な特性〕

- ・何らかの原因で、一時的に脳の一部が過剰に興奮することにより、発作がおきる
- ・発作には、けいれんを伴うもの、突然意識を失うもの、意識はあるが認知の変化を伴うものなど、様々なタイプのものである

〔主な対応〕

- ・誰もがかかる可能性がある病気であり、専門家の指導の下に内服治療を行うことで、多くの者が一般的な生活を送れることを理解する
- ・発作が起こっていないほとんどの時間は普通の生活が可能なので、発作がコントロールされている場合は、過剰に活動を制限しない
- ・内服を適切に続けることが重要である。また、発作が起こってしまった場合には、本人の安全を確保した上で専門機関に相談する

○認知症

〔主な特性〕

- ・認知症とは、単一の病名ではなく、種々の原因となる疾患により記憶障害など認知機能が低下し、生活に支障が出ている状態である
- ・原因となる主な疾患として、アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症（ピック病など）がある
- ・認知機能の障害の他に、行動・心理症状（BPSD）と呼ばれる症状（徘徊、不穏、興奮、幻覚、妄想など）がある

〔主な対応〕

- ・高齢化社会を迎え、誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は皆にとって身近な病気であることを理解する
- ・各々の価値観や個性、想い、人生の歴史等を持つ主体として尊重し、できないことではなく、できることに目を向けて、本人が有する力を最大限に活かしながら、地域社会の中で本人のなじみの暮らし方やなじみの関係が継続できるよう、支援していく
- ・早期に気付いて適切に対応していくことができるよう、小さな異常を感じたときに速やかに適切な機関に相談できるようにする
- ・BPSDについては、BPSDには何らかの意味があり、その人からのメッセージとして聴くことが重要であり、BPSDの要因として、さまざまな身体症状、孤立・不安、不適切な環境・ケア、睡眠や生活リズムの乱れなどにも目を向ける
- ・症状が変化した等の場合には、速やかに主治医を受診し、必要に応じて専門機関に相談することなどを促す

難病

〔主な特性〕

- ・神経筋疾病、骨関節疾病、感覚器疾病など様々な疾病により多彩な障害を生じる
- ・常に医療的対応を必要とすることが多い
- ・病態や障害が進行することが多い

〔主な対応〕

- ・専門の医師に相談する
- ・それぞれの難病の特性が異なり、その特性に合わせた対応が必要
- ・進行する場合、病態・障害の変化に対応が必要
- ・排泄の問題、疲れやすさ、状態の変動などに留意が必要
- ・体調がすぐれない時に休憩できる場所を確保する

熊本大学における障がいのある学生等及び入学志願者の支援に
関する基本方針

平成 28 年 9 月 1 日
学 長 裁 定

改正 令和元年 10 月 17 日

熊本大学(以下「本学」という。)は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)の基本理念に基づき、障がいの有無によって分け隔てることなく、本学の学生、生徒、児童及び園児(以下「学生等」という。)並びに本学に入学を希望する者(以下「入学志願者」という。)の人権を擁護し、相互に人格と個性を尊重しながら、ともに学びあうことを目指すため、熊本大学における障がいのある学生等及び入学志願者の支援に関する基本方針(以下「本基本方針」という。)を制定する。

(目的)

第 1 条 本基本方針は、本学における障がいのある学生等及び入学志願者(以下「障がい学生等」という。)に対する修学上又は受験上の支援に関し基本となる事項を定め、障がい学生等の支援推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 障がいのある学生等とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(難病に起因する障がいを含む。)であって、当該障がい及び社会的障壁(日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。)により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生等をいう。

2 障がいのある入学志願者とは、前項に規定する状態にある入学志願者をいう。

(目標)

第 3 条 本学は、障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、障がいのある学生等が障がいのない学生等と平等に教育及び研究に参加でき、また障がいのある入学志願者が障がいのない入学志願者と平等に受験できるよう対応する。

2 本学は、障がいの有無にかかわらず、すべての学生等が相互の立場を尊重し、ともに学びあう環境を整備し、共生社会の実現に貢献する。

3 本学は、障がいのある学生等が自律的に社会で活躍する人材へと成長できるよう支援する。

(差別的取扱いの禁止)

第 4 条 本学は、障がい学生等に対して、正当な理由なく、障がいに由来する不当な差別的取扱いをしてはならない。

(合理的配慮の提供)

第5条 本学は、障がい学生等から、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表示があった場合は、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、障がい学生等の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去について、修学上又は受験上の必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)を行うものとする。ただし、教育の本質や評価基準を変えてしまうことや他の学生に教育上多大の影響を及ぼすような教育スケジュールの変更や調整を行うことを求めるものではない。

2 合理的配慮の提供においては、支援における権利の主体は障がい学生等本人であることに鑑み、本人の要望に基づいた調整を行うようにする。

3 本学は、障がい学生等の個別の必要性に対する合理的配慮を的確に行うため、ユニバーサルデザインの推進、施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置及び情報アクセシビリティの向上に向けた環境整備等の事前改善措置に努めることとする。

4 合理的配慮の提供においては、障がい学生等の障がいの状態や環境等の変化に応じて、適宜、見直しを行うものとする。

(支援体制)

第6条 本学は、障がい学生等への支援に関し、全ての組織及び教職員が連携し実施するものとし、障がい学生等、その保護者並びにその他関係者からの相談に的確に応じるための相談窓口を設置し、次に掲げるとおりとする。

(1) 障がい学生支援室

(2) 保健センター

(3) 学生相談室

(4) 障がいのある学生等が所属する学部等

(5) 障がいのある入学志願者が志願する学部等

(6) キャリア支援課

(7) 入試課(障がいのある入学志願者に係るものに限る。)

(情報公開)

第7条 本学は、障がい学生等に対する支援の方針、相談体制及び合理的配慮等について、ホームページ等を通じて公開することとする。

(啓発活動)

第8条 本学は、障がい学生等に対する支援の推進を図るため、構成員に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

附 記

本基本方針は、平成28年9月1日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

附 記

本基本方針は、令和元年10月17日から実施する。

熊本大学における障がいのある学生等に対する合理的配慮対応指針

平成 29 年 1 月 30 日

学 長 裁 定

改正 令和元年 10 月 17 日

熊本大学障がい学生支援室（以下「学生支援室」という。）は、「熊本大学における障がいのある学生等及び入学志願者の支援に関する基本方針」（平成 28 年 9 月 1 日学長裁定。以下「基本方針」という。）第 5 条の規定に基づき、合理的配慮の提供を実施するための対応指針を制定する。

（目的）

第 1 条 本指針は、熊本大学（以下「本学」という。）における障がいのある学生等及び入学志願者に対する合理的配慮を迅速かつ的確に対応することにより、合理的配慮を希望する学生が充実した学生生活を送る環境を提供すること及び障がいのある入学志願者が障がいのない入学志願者と平等に受験できる環境を提供することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある学生等 基本方針第 2 条第 1 項に規定するものをいい、本学の入学試験に合格し、入学を予定している者を含むこととする。
- (2) 障がいのある入学志願者 基本方針第 2 条第 2 項に規定するものをいう。

（申請手続）

第 3 条 障がいのある学生等が、合理的配慮を希望する場合は、合理的配慮申請書（別紙様式 1）及び根拠資料（障害者手帳、診断書、心理検査の結果、専門家の所見、大学入学前の支援状況の資料等）（以下「合理的配慮申請書等」という。）を所属する学部、研究科、教育部、別科又は専攻科の長（以下「学部長等」という。）へ提出する。

2 前項の手続に際して、障がいのある学生等から事前相談や申請手続に関する支援依頼があったときは、学生支援室の担当者が助言を行う。

（合理的配慮検討会）

第 4 条 合理的配慮申請書等を受理した学部長等は、合理的配慮検討会（以下「検討会」という。）を招集し、開催する。

2 出席者は、合理的配慮の申請を行った障がいのある学生等（以下「申請者」という。）、所属する学部、研究科、教育部、別科又は専攻科（以下「学部等」という。）の教務担当職員、担当教員等とする。

3 申請者は、検討会には可能な限り出席するよう努めるものとする。

4 学部長等は、必要があるときは、学生支援室の担当者その他合理的配慮に関係する者を検討会に出席させ、意見を聴くことができる。

5 申請者及び学部長等は、検討会で合理的配慮の調整・方針に関する方向性について協議し、合意形成を図った上で合意書（別紙様式 2）を 2 通作成し、申請者及び学部等の長がそれぞれ 1 通を保有する。

6 前項の協議の結果、学部等の事務担当者は、合意書の写しを学生支援室に提出する。

（合理的配慮の実施）

第5条 学部長等は、前条の検討会の結果、障がいのある学生等が教養教育の授業において合理的配慮を必要とする場合は、大学教育統括管理運営機構長（以下「機構長」という。）に合理的配慮願（様式任意）を提出する。

- 2 合理的配慮願を受理した機構長は、教養教育の授業担当教員に合理的配慮を指示するものとする。
- 3 学部長等は、前条の検討会の結果、障がいのある学生等が専門教育の授業において合理的配慮を必要とする場合は、学部長等から専門教育（研究科及び教育部における研究指導を含む。）の授業担当教員に合理的配慮を指示するものとする。
- 4 学部長等は、障がいのある学生等が施設面等において合理的配慮を必要とする場合は、合意書に記載されている内容に基づき該当する部署に対応を依頼する。
- 5 学生支援室の担当者は、学部長等から学生支援室に支援要請がある場合は、合意書に記載されている内容に基づき支援を行うものとする。

（報告書）

- 第6条 合理的配慮を受けた学生等は、各ターム終了時期を目安に、合理的配慮に関する報告書（以下「報告書」という。）（別紙様式3）を学部長等に提出する。
- 2 学部長等は、報告書にコメントを記載の上、保有するとともに学部等の事務担当者は、報告書の写しを学生支援室に提出する。
 - 3 学部長等及び学生支援室長は、報告書を基に合理的配慮に関する評価及び見直しを実施し、必要に応じて第2ターム及び第4ターム終了時に学部等と学生支援室で情報交換を行うこととする。

（異議申立て）

第7条 合理的配慮を申し出た学生のうち、本学の合理的配慮に関する対応に異議がある者は、学生支援室運営委員会に異議申立てを行うことができる。

（その他の支援）

第8条 障がいのある学生等は、根拠資料がない場合は第3条に定める合理的配慮の申請をすることができない。ただし、学生支援室に支援申請書・個人情報取扱同意書（別紙様式4）を提出することにより個別の支援を受けることができる。

（障がいのある入学志願者への合理的配慮）

- 第9条 障がいのある入学志願者からの受験及び入学後の修学に関する合理的配慮の相談（以下「事前相談」という。）については、入学を志願する学部等の長（以下「志願学部等の長」という。）又は入試課で第一次対応を行い、必要に応じて学生支援室の担当者が助言を行う。
- 2 障がいのある入学志願者が事前相談を希望する場合は、障がい等のある入学志願者との事前相談票（別紙様式5）を志願学部等の長へ提出しなければならない。学部への入学志願者は入試課へ、大学院への入学志願者は各研究科又は各教育部の教務担当へ提出するものとする。
 - 3 志願学部等の長及び入試課において、障がいのある入学志願者に対する合理的配慮が必要と判断する場合は、志願学部等の長は合理的配慮に関する検討会を招集し、開催することができる。この場合において検討会については第4条の規定を、入学後の修学に関する合理的配慮の実施については第5条の規定を準用する。

附 記

この指針は、平成29年1月30日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

附 記

この指針は、令和元年10月17日から実施する。

(2) 説明・同意書関係

事例発表についての説明

熊本大学（障がい）学生支援室は、障がいを抱えた学生の円滑な修学を支援するために設けられた学内の学生支援部署です。当室のスタッフは、学内外における各種研修会等に参加し、事例発表等を行うことで、（障がい）学生支援に携わるための知識や技能の向上を図っています。

一方で、個人情報の取り扱いについては細心の注意を払う必要があります。今回、事例発表に際しての説明及び同意に関する文書を用意することと致しました。ご理解とご協力の程お願い申し上げます。ご不明な点は遠慮なくお尋ねください。

1. プライバシーの保護

個人の情報は、事例報告の意義を損ねない範囲で、個人が特定されないようにプライバシーを保護するため、下記の通り取り扱います。

- (1) 個人を特定可能な氏名、イニシャルまたは「呼び名」は記載しません。
- (2) 生活史に関連する固有名詞はアルファベットを用います（A市、B大学など）。
- (3) 臨床経過を知る上で必要な場合で、個人が特定できないと判断される場合は月日を記載します。年については、発表者の関わり開始をX年とし、X+1年、X+2年と記載します。

2. 説明と同意

事例発表を行う場合には、別紙の「事例発表についての同意書」を用い、発表の対象となる個人に対し、発表の目的・意義、発表する内容とその方法を、本人が理解できるように十分に説明した上で、同意を得ることとします。同意が得られない場合は発表致しません。この場合に、同意しないことにより不利益を受けないこと、同意撤回の自由についても説明します。なお、未成年者は、親権者や法定代理人等の同意を得ていただく必要があります。

熊本大学（障がい）学生支援室
〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40-1
TEL 096-342-2765 (2766)、FAX 096-342-2767
室長 藤瀬 昇

事例発表についての同意書

発表にあたり、対象者（代諾者）に対する十分な説明を行って同意を得るとともに、以下のことを相互に理解しました。

- 事例発表は、（障がい）学生支援に関する知識及び技能の向上を図ることを目的とする。
- プライバシーの保護に十分注意して、個人が特定できないように配慮すること。
- 同意しなかったとしても何ら不利益を被ることはなく、同意の撤回もいつでも可能である。

日 付： 年 月 日

説明者（自署）： _____

（対象者）

私は事例発表に際して、私個人に関する情報が上記の条件を満たす場合において、発表されることに同意します。

日 付： 年 月 日

本人（自署）： _____

（代諾者（自署）： _____）

遠隔相談のための説明書

(2021 年 2 月 8 日作成)

熊本大学学生支援室では、遠隔相談（Zoom を用いた相談）が利用学生の皆さんにとって有用なものとなるために、以下の説明を理解いただき、利用学生の同意の上で遠隔相談を実施します。

以下の項目をよく読んでいただき、同意いただける場合は同意書にチェックをし署名の上、面談担当者にご提出ください。

【遠隔相談の開始と継続について】

（相談の開始）

・遠隔相談は、利用学生が希望し、かつ面談担当者が必要かつ適切であると判断した場合に行います。

（相談の継続）

・遠隔相談のたびに実施の可否について確認し、適切でないと判断された場合には遠隔相談を中止します。

（中止の申告）

・遠隔相談が合わないと思った場合は、それを面談担当者に伝えてください。

（医師の了解）

・医療機関に通院中の方は、主治医に遠隔相談を受けることを伝え、できるだけ了解を得てください。

【遠隔相談の準備について】

（セキュリティ）

・遠隔相談のセキュリティは 100%ではありません。

（Zoom のインストール）

・利用学生は、Zoom をインストールの上サインインし、Zoom が使えるようにしておいてください。

（LAN について）

・通信は、有線 LAN かパスワード認定された無線 LAN (Wi-Fi) を使ってください。

（データの使用について）

・通信環境によっては、通信のためにデータが消費されたり、そのための費用が必要になったりする場合があります。

（Zoom 以外のプログラムの OFF）

・遠隔相談中はその他のプログラムを OFF にしてください。

(ソフトウェアバージョンのアップデート)

・アプリケーションおよびそのバージョンを最新のものにしてください。

(会議 URL)

・面談担当者から送った遠隔相談のための会議 URL を SNS などでの他人に知らせないでください。

【遠隔相談の実施について】

(相談の時間帯)

・遠隔相談を実施する時間は、平日の 10:00～17:00 の間とし、30 分程度～最大 50 分です。

(相談の場所)

・相談場所は途中で誰かの邪魔が入ったり、音漏れがしたりしないような場所に設定してください。また、不特定多数の者が利用可能な公衆無線 LAN の使用を控えてください。

【個人情報の保護について】

(個人情報の保管)

・遠隔相談で話された内容は、面談担当者が紙に記録しカルテの中に保管され、対面相談と同様の方法で管理され守られます。

(サービスの限界)

・画面越しであるため、対面と同様のやりとりを行うことに限界がありますのでご了承ください。

(記録の禁止)

・録画・録音・撮影は禁止されています。これは相談内容が外に出ることを防ぐためなので、必ず協力してください。

(守秘の解除)

・面談担当者の個人情報は、セキュリティ以外の部分では基本的に守秘が守られますが、面談担当者が緊急である（自分や他人を傷つける恐れがあるなど）と判断した場合、守秘義務は解除され、保護者への連絡、警察への連絡などを行うことをご了承ください。

熊本大学学生支援室

〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40番1号

TEL: 096-342-2765 (2766) FAX: 096-342-2767

E-mail: gag-sien@jimu.kumamoto-u.ac.jp

遠隔相談実施に関する同意書

<説明を受けた項目>

【遠隔相談の開始と継続】

- ・相談の開始、相談の継続、中止の申告、医師の了解（できるだけ）
について

【遠隔相談の準備】

- ・セキュリティ、Zoom のインストール、LAN、データの使用、Zoom 以外
のプログラムの OFF、ソフトウェアバージョンのアップデート、
会議 URL について

【遠隔相談の実施】

- ・相談の時間帯、相談の場所について

【個人情報の保護】

- ・個人情報の保管、サービスの限界、記録の禁止、守秘の解除について

私は、以上の説明を理解し、全て同意します。

年 月 日

所属：

氏名：

(2021年2月8日作成)

(3) 熊本地震における資料

熊本地震における「こころのケア」について

熊本地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

大きな災害を体験すると、誰しもこころとからだに大きなストレスを感じます。ストレスがかかると、こころやからだは、それを何とかしようとストレス反応を出します。反応が出ることは自然なことです。このような時には「こころのケア」が大切です。ここでは、「どんなストレス反応が出るのか」「どうケアしたら良いのか」などを簡単にご紹介したいと思います。

■さまざまなストレス反応

からだ

- 寝付けない、夜中に目が覚める、怖い夢をみる
- 食欲が出ない、おいしいと感じない
- お腹や頭が痛い、めまい、吐き気、だるさ

気持ち

- 音や揺れなどにびくびくしやすい
- こわい 不安 1人になることを怖がる
- 何も感じない、やる気が出ない
- ひとりぼっちな感じ



行動

- 落ち着きがない はしゃぐ
- 怒りっぽくなる
- 子どもがえり ベタベタ甘える
- ひきこもる 人に会いたくない
- アルコール量が増える



考え方

- 遊びや勉強に集中できない
- 考えがまとまりにくい
- ふとした時に災害の記憶がよみがえる
- 思い出せない・忘れやすい
- 自分を責めてしまう



■ストレス反応とは

さまざまな反応は、大変な体験をしたあとにあらわれる自然な反応です。

通常は、安全で安心できる生活を続けているうちに徐々におさまっていきます。

同じ災害を体験しても、反応の強さやあらわれ方、反応の時期は、人によって異なりますので、今現在、反応が見られない場合でも、長期的に注意はしておきましょう。

■災害後の過ごし方

災害の直後は、気が張っていて頑張り続けることが出来ますが、いつのまにか疲れがたまってしまう調子が悪くなることがあります。

「休息をこまめにとる」「食事や水分を十分にとる」「お酒を飲みすぎない」「心配や不安は信頼できる人と話をする」といったことに気をつけましょう。また、周囲の人とこまめに声を掛け合い、お互いの状態変化の把握をしておきましょう。遊びや共同の作業を通じて、人とのつながりを感じる

ことも、こころが元気になる方法です。

ごろごろ横になってばかりいると下記のようなことが起こりやすくなりますので定期的に起き上がって散歩やストレッチ運動を行うこと心がけましょう。

- 筋力への影響 1週間の安静で20%筋力が低下し、元の筋力に戻すのに1ヶ月かかります。
- 関節への影響 関節の動きが低下し、動かす時に痛みを感じることがあります。
- 血圧への影響 起立性低血圧を生じやすくなり、起立時にめまい、頭痛、発汗を生じやすくなります。
- 精神への影響 精神的な落ち込みややる気の喪失といった精神機能の低下を認めることがあります。

■セルフケア

緊張しているからだところをリラックスさせる方法があります。

• 肩のリラックス法 • 呼吸法 • 漸進性筋弛緩法 • 絆のワーク • 眠りのためのリラックス法 など
方法の詳細は下記をご覧ください。

- http://www.ajcp.info/heart311/?page_id=1765

(「日本心理臨床学会」の特設HP「東北地方太平洋沖地震と心のケア」の中の「ストレスマネジメント技法集」)

- <http://shakai-ouen.com/> (PDF と動画)
(社会応援ネットワーク「リラクゼーション実践例」)

■リンク

熊本市こころの健康相談 (PDF)

http://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=2079&sub_id=21&fileid=83125

子どもさんや高齢者への対応についても記載されています。

熊本大学における熊本地震電話対応マニュアル

■支援の基本

- 「これほどのストレスを受けたのだから、心身に変化や不調が生じるのは自然なこと」という姿勢。
- 被災者の心理的特徴について理解しておき（静岡大学「支援者のための災害後こころのケアハンドブック」参照）、「恐怖感、興奮、不安、無力感、無関心、不眠、怒り」などには「大災害という怖い体験をした後、人間の自然な反応である」ことを伝えることは有効（軽く扱われたと勘違いされないよう言い方に気を付ける）。
- 災害によって、多弁になる、攻撃的になる、興奮する、子供っぽくなる、話がまとまらないなどの対応を起こすことがある。そのような場合、批判的に受け取らず、話の内容を確かめながら傾聴する。話を聞いてもらえなかったという二次被害を防ぐことが大切。
- さまざまな反応は災害のストレスによる変化としてとらえ、個人の弱さや病理に原因を求めないこと。
- 心のケアを強調せず、ストレス軽減や健康増進に重点をおく。
（リラクゼーション法を教えたり、気持ちが楽なことを一緒に探したり）
- 傾聴、受容、共感的理解、プライバシーの保護を遵守し、支持的な方向で行う。

■話を聞くときの基本対応

- 相手のニーズを汲む。
- 落ち着いた声のトーンで、早口にならないようにする。
- 「話すことで気持ちが楽になることがあります」と伝え表現を誘う。
- 被災体験を掘り下げて聞かない。
- 強い感情や混乱があるときは十分に傾聴し、話を終えるときには、現実的な話題や生活再建の話題を行い、念入りにクールダウン（現実生活への切り替え）を行う。
- 無理に話をさせたり、相手の話をさえぎったりしない。
- 他の人の体験談を話さない。
- 自分自身の悩みを話さない。
- 出来ない約束や、うわべだけの気休めを言わない。
- 相手の問題を全部解決しなければいけないように考えたり行動したりしない。
- 自分のことは自分で出来るという、相談者の強さを弱めない。
- 被災者は過剰な情緒的反応をしやすいので、助言は「少なく、簡潔に、短く」行う。

■してはいけないコメント

*安易な励まし、なぐさめ

「がんばって下さい」「あなたが元気にならないと亡くなった人が悲しみますよ」

*比較すること

「もっと大変な人もいます」「このくらいの被害で済んでよかったですね」

「命があったからよかったと思って」

*根拠のない保障

「こんなことがあったのだから将来はきっといいことがありますよ」

「時期が来れば忘れることができます」

*被災者や遺族はみんな同じだという言動や対応 「みんなも同じ気持ちですよ」

*一方的な考えや意見の押し付け

*被害者が皆、精神的なケアが必要であると決め付けた対応

*無理に感情を吐き出させようとする働きかけ

■心理相談への紹介が必要なとき

- ・被災体験が混乱している時（考えの整理が必要な時）。
- ・こわい気持ちや不安が強い時。
- ・専門家への紹介が必要と思われるが、ワンクッションあったほうが良さそうな時。
*勧め方「こちらで、来所相談も受け付けています。いかがいたしましょうか」

■心理相談が必要と思われるが、熊本大学まで来るのは難しい時

- ・定期的な電話相談を促す。
- ・程度のよっては近くの心療内科などを紹介する。

■専門家への紹介が必要なとき

- ・精神科治療が中断しているとき。精神疾患の症状が悪化している時。
- ・安全な環境に生活拠点を移しても、程度のひどい不眠が持続している時
- ・パニック発作、重い解離症状（自分が自分でないような感じ）、幻覚妄想がある時。
- ・死にたいという言動や考えが目立つ時。
- ・重症の抑うつ、不安状態。
- ・恐怖体験が突然よみがえる感じや、生々しい悪夢の頻発。
- ・心身の症状が顕著で、生活に大きな影響を与えている。
- ・大量服薬、過度のアルコール、自暴自棄。

*紹介する際

本人にどういった点が心配なのか、勧める理由を正しく伝える。

「眠れない状態が続くのは辛いですよ。そのような場合、薬を飲むと眠れるかもしれませんが。」

「睡眠薬は精神科の薬が効きますが受診されてはどうですか？」など。

■電話対応の手順

- ①「マニュアル」「電話相談記録票」「筆記具」などを準備しておく。
- ②呼び出し音が鳴ったら2～3回待ってから受話器をとる。
(通話するか迷いながらかける人もいるので、いきなり受話器をとると戸惑うことがあるようです。お互いの心の準備の時間にあてましょう)
- ③受話器を取ったら、担当者の所属を伝え、相談者の用件を尋ねる。
- ④震災後メンタルケアが目的であれば、電話相談記録票に沿って、名前、学部、学年などを尋ね(電話相談票の項目をすべて聞きだす必要はないが聞ける範囲で確認しておく)、話を傾聴。
- ⑤・簡単な相談や、時間経過とともに良くなりそうな症状であれば電話で対応。
 - ・混乱がひどかったり、不安が強いような場合は来談を促し予約をとる。
 - ・来談までは促さないまでも、継続した観察が必要なようであれば、また電話するよう促す。電話番号を控えておき、電話がないようであればこちらから電話を入れる。
 - ・必要があれば受診を勧める。

【参考にしたホームページ】

- ・内閣府「読んで役立つほっと安心手帳」
- ・「日本心理臨床学会」の特設ページ「東北地方太平洋沖地震の心のケア」
- ・熊本市こころの健康相談
- ・熊本県臨床心理士会資料集
- ・ストレスマネジメントとトラウマ ver.02
- ・社会応援ネットワーク

熊本地震における電話対応記録表

担当者（ ）

直接の電話 ・ 来所（ 学生支援室・保健センター・学生相談室 ）からの紹介

日時	平成28年 月 日（ 曜） 午前・午後 時 分 ～ 時 分		
相談者	氏名：	学部 年 男・女	
連絡先			
相談対象者	1. 本人 2. 家族（続柄 ） 3. その他（ ）		
住まい	1. 実家 2. アパート 3. 寮 4. その他（ ）		
電話対応時の住まい	1. 避難所 2. 実家 3. 親戚宅 4. アパート 5. 寮 6. その他（ ）		
対応時間	1. 15分未満 2. 15～30分 3. 30分～1時間 4. 1時間以上		
処遇	1. TELのみ 2. 情報提供 3. 心理相談のすすめ 4. 診療のすすめ 5. その他（ ）		
相談内容	1. からだの不調	2. こころの不調	3. 暮らしの問題
	・不眠 ・食欲不振 ・疲労感 ・その他 （ ）	・こわい・不安 ・意欲低下 ・イライラ ・その他 （ ）	・生活設備や物資、情報の不足など ・金銭面
	4. 家族問題	5. 対人関係	6. その他
	・家族間トラブル ・家族の病気 ・家族の様子心配	・友人知人 ・近隣、地域社会 ・その他 （ ）	
印象	1. 時間の経過で落ち着きそう 2. 病気圏内 3. 不明		
治療歴	1. 有（ ） 2. 無 3. 不明 4. その他（ ）		
相談内容の詳細			

編集後記

報告書の作成を通して、本学に支援室が設置されてからおよそ5年間の活動を振り返ることが出来ました。設置からの活動は手探りでしたが、障がい学生が、本学で十分に学び活動することが出来るようにとの思いで、教職員一丸となり体制を作ってきました。まだまだ十分とは言えませんが、大学教職員の意識の変化も大きかったように思いますし、何より笑顔で学んでいる学生がいると非常に嬉しい気持ちになります。大学は、社会に出ていく前の大切な期間ですので、自分の課題と向き合いながら成長していける大切な場になれば幸いです。

この報告書の発行にあたり、障がい学生支援に携わられた教職員、学生、関係の皆様、心より御礼申し上げます。（特任助教 井上）

熊本大学障がい学生支援室活動報告書
—創刊号—

発行日 令和4年3月
編集・発行 熊本大学障がい学生支援室
連絡先 〒860-8555 熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号
TEL : 096-342-2765/2766 FAX : 096-342-2767
ホームページ <https://sien.kumamoto-u.ac.jp>
印刷 ホープ印刷株式会社

